

「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に  
関する調査研究」

－技術標準の検討に係る報告書－

平成25年3月29日

# 目 次

はじめに .....	1
<b>1. 用語の定義</b> .....	<b>2</b>
<b>2. 情報提供ネットワークシステムの概要</b> .....	<b>4</b>
2.1 情報提供ネットワークシステムの概要 .....	4
2.2 番号法案における情報提供ネットワークシステムの位置付け .....	5
<b>3. 技術標準検討の概要</b> .....	<b>8</b>
3.1 技術標準検討の範囲 .....	8
3.2 全体機能構成・機能配置の概要 .....	9
3.3 送受信データ標準の概要 .....	9
3.4 通信プロトコル標準の概要 .....	10
<b>4. 全体機能構成・機能配置</b> .....	<b>12</b>
4.1 機能概要 .....	12
4.2 インターフェイスシステムの機能構成（概要） .....	14
4.3 中間サーバーの機能構成（概要） .....	15
<b>5. 送受信データ標準</b> .....	<b>17</b>
5.1 データ標準 .....	17
5.2 データ構造 .....	26
<b>6. 通信プロトコル標準</b> .....	<b>49</b>
6.1 メッセージ交換の全体像 .....	49
6.2 メッセージ交換技術標準 .....	52
6.3 制御用通信プロトコル標準 .....	53
6.4 情報照会／情報提供用通信プロトコル標準 .....	55
6.5 プレフィックス情報等配布用通信プロトコル標準 .....	64

## 別紙 データ標準

- ①データレイアウト（特定個人情報別／事務別データ項目対応欄付）
- ②根拠法令等調査結果
- ③特定個人情報別に並べ替えた別表第2（特定個人情報一覧）
- ④特定個人情報・事務対応表

## はじめに

---

社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究(以下「本調査研究」という。)では、情報提供ネットワークシステムにおけるインターフェイスシステムと各情報保有機関の既存システムとの間で情報のやり取りを行うために必要な機能群(以下「中間サーバー」という。)及び各情報保有機関の既存システム等において必要となる措置について、各情報保有機関における既存システムの現状及び影響範囲を調査し、その結果を踏まえ、各情報保有機関が番号制度に係る準備作業を円滑に進めるために必要となる技術的事項に関する検討を行う。

本書は、既存システムが情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、円滑な情報連携を行うための技術標準として、インターフェイスシステム及び中間サーバーを流れるデータの構造と通信プロトコルの標準についてとりまとめたものである。

番号法案及び関連法案は平成 25 年 3 月時点で未成立であり、今後の法制化、法案審議や後に公布される政省令等の内容、その他の制度検討内容によっては、記載内容に変更が生じる可能性がある。

## 1. 用語の定義

本章では、本書で用いる用語の定義について述べる。

表 1 用語の定義

用語	定義
番号制度	「社会保障・税に関わる番号制度」の略称。
インターフェイスシステム	「情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）」の略称。
コアシステム	「情報提供ネットワークシステム（コアシステム）」の略称。
マイ・ポータル	「マイ・ポータルシステム」の略称。
既存システム (既存業務システム)	個人情報を保有し、中間サーバーを介して外部機関へ情報提供する元となる各情報保有機関の既存業務システム（基幹システム、システム共通基盤等）。
中間サーバー	インターフェイスシステムと既存システムとの情報の授受の仲介をする役割を担うサーバー。
基本 4 情報	住民基本台帳の 4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）。
符号	情報提供ネットワークシステムにおいて、個人を一意に識別するための情報。
宛名番号	当該情報保有機関の既存システムにおいて個人を一意に識別するための番号。
世帯番号	当該情報保有機関の住基システムで管理している番号。同じ世帯番号を付与された個人が同一世帯構成員であることを示す。
情報提供 DB	中間サーバーにおいて外部機関への提供情報を保持する DB。
番号法案	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」の略称。
データ標準	番号法案別表第 2 に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目を整理・標準化したもの。
情報保有機関	番号法案別表第 2 の第 1 欄に規定される情報照会者及び第 3 欄に規定される情報提供者。
事務	番号法案別表第 2 の第 2 欄に規定される 115 事務。
特定個人情報	個人番号（個人に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報。
特定個人情報名	番号法案別表第 2 の第 4 欄に規定される内容に列挙された個別

用語	定義
	の情報（例：番号法案別表第 2 の 18 の第 4 欄における「地方税関係情報」及び「住民票関係情報」）。
特定個人情報名コード	特定個人情報名に対して一意に付与されるコード。（例：01）
特定個人情報の項目	特定個人情報名ごとに、根拠法令等で規定され特定個人情報を構成すると想定される個々の項目の名称。ひとつの特定個人情報名当たり複数存在する可能性がある。（例：市町村民税所得割額）
特定個人情報の項目コード	特定個人情報の項目に対して一意に付与されるコード。（例：001）
特定個人情報の項目値	特定個人情報の項目の内容。（例：〇〇円）
番号制度研究会	平成 24 年度において、番号制度の在り方についての検討のために設置された総務省主催の研究会。地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会。
プレフィックス情報	番号法案別表第 2 で規定される、情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等を元にアクセス制御を実施するための定義。
情報提供記録	情報照会者と情報提供者との間で行った、特定個人情報の情報照会及び情報提供に係る記録。

## 2. 情報提供ネットワークシステムの概要

本章では、情報提供ネットワークシステムの概要について述べる。

### 2.1 情報提供ネットワークシステムの概要

情報提供ネットワークシステムは、行政運営の効率化及び国民の利便性向上のために、迅速かつ安全な情報の授受の仕組みを提供するシステムである。

#### (1) 情報提供ネットワークシステムを用いた情報照会の流れ

情報提供ネットワークシステムを用いた情報照会の流れについて、以下に示す。

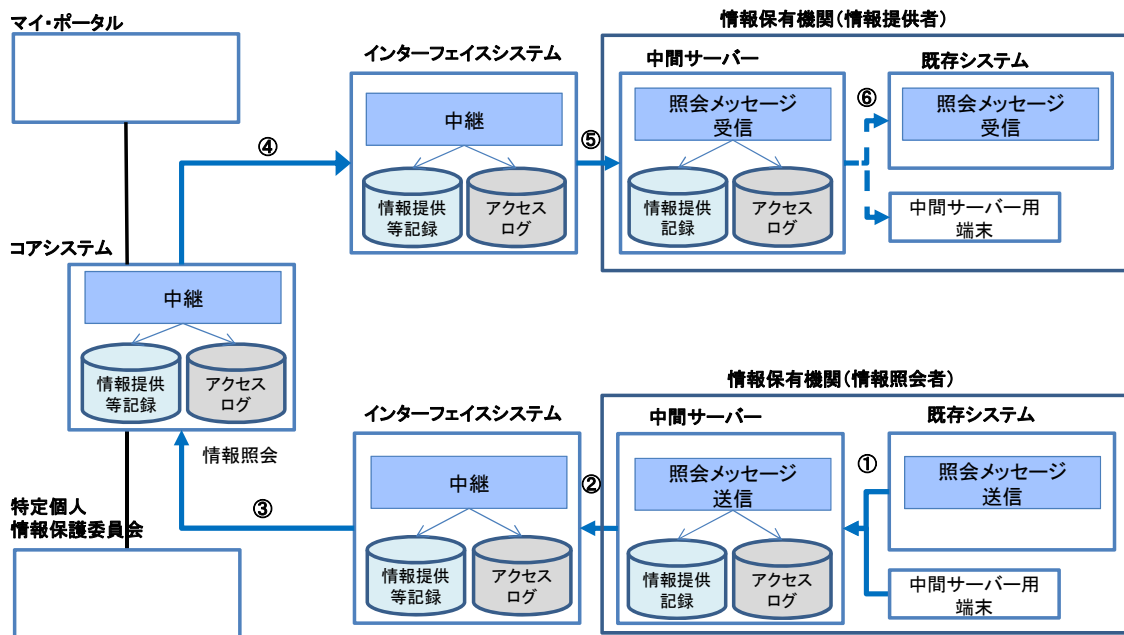


図 1 情報提供ネットワークシステムを用いた情報照会の流れ

- ・ 中間サーバーにて問い合わせた宛名番号を符号に変換し、情報照会を行う。

## (2) 情報提供ネットワークシステムを用いた情報提供の流れ

情報提供ネットワークシステムを用いた情報提供の流れについて、以下に示す。

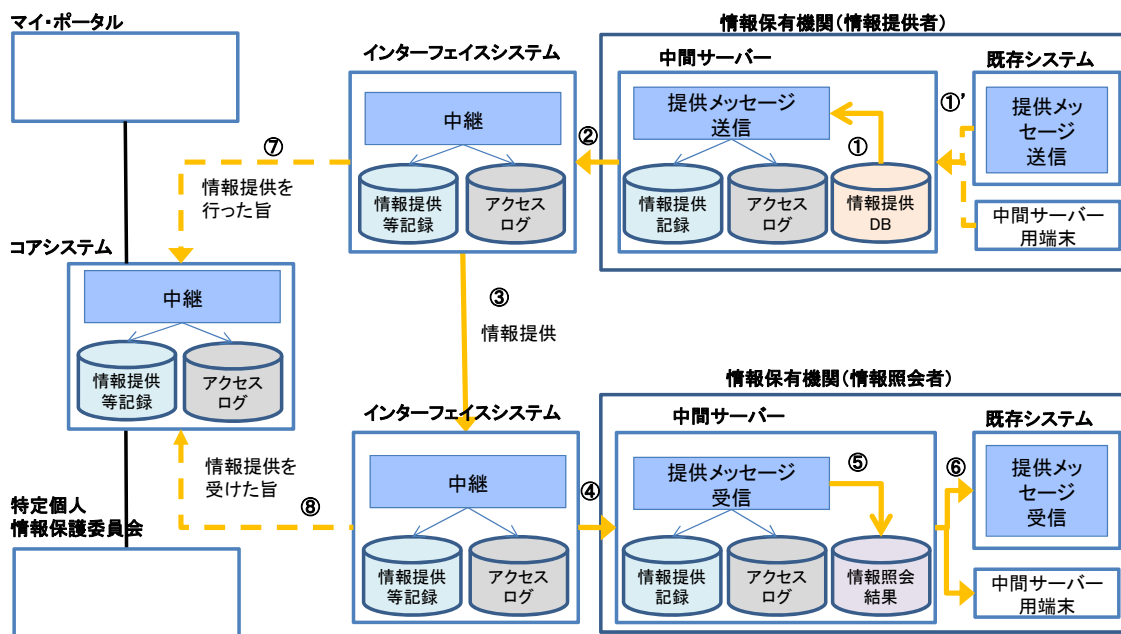


図 2 情報提供ネットワークシステムを用いた情報提供の流れ

- ・ 情報提供は、情報提供 DB を用いた自動応答を基本とする。
- ・ 情報提供者は、情報照会元の情報保有機関に、処理通番とともに返信する。
- ・ 情報提供電文のボディは中間サーバーにて暗号化する。

## 2.2 番号法案における情報提供ネットワークシステムの位置付け

本調査研究では、平成 25 年 3 月 1 日、第 183 回通常国会に提出された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」（以下「番号法案」という。）に記載された事項を遂行するために必要な業務及びシステム機能を前提とした検討を行う。

番号制度導入の目的は法案第 1 条に記載されているが、地方公共団体等は、個人番号および法人番号を利用して効率的な情報管理、利用及び迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、届出その他の手続を行う国民が、手続きの負担軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにすることとされている。

また、法案第 3 条において、国民又は法人が一度行政機関に提出した情報について、国民の負担軽減のため、同一の内容の情報を求めないとされている。

【法案】

(基本理念)

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによつて、行政運営の効率化を図り、もつて国民の利便性の向上に資すること。

二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによつて、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。

さらに、法案第 19 条では、第 19 条各号に記載された場合を除き、特定個人情報については、他の機関に提供することが禁止されている。

一方、第 22 条より、第 19 条第 7 号の規定により、情報提供者は特定個人情報の提供を求められた場合、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならないとされている。

なお、第 19 条第 7 号の規定による特定個人情報の照会、提供は、情報提供ネットワークシステムを使用して行うこととなっており、これは第 21 条により総務大臣が設置、管理することとなっている。また、第 19 条第 7 号の規定によりなされた情報提供の求め又は情報提供について、情報照会者及び情報提供者及び総務大臣は、第 23 条により、情報照会者、情報提供者の名称、提供の求め、提供の日時、特定個人情報の項目を記録、保管することとなっている。

【法案】

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。(中略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第



四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。(後略)

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。(後略)

(特定個人情報の提供)

第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。(後略)

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者の名称
- 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- 三 特定個人情報の項目 (中略)

3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

### 3. 技術標準検討の概要

本章では、技術標準検討の概要や位置付けについて述べる。

#### 3.1 技術標準検討の範囲

本書は、インターフェイスシステム及び中間サーバーを流れるデータの構造と通信プロトコルの標準についてとりまとめたものである。

本書で検討される範囲は、下図における「B. 技術標準検討（データ構造）」及び「B. 技術標準検討（通信プロトコル）」の部分である。

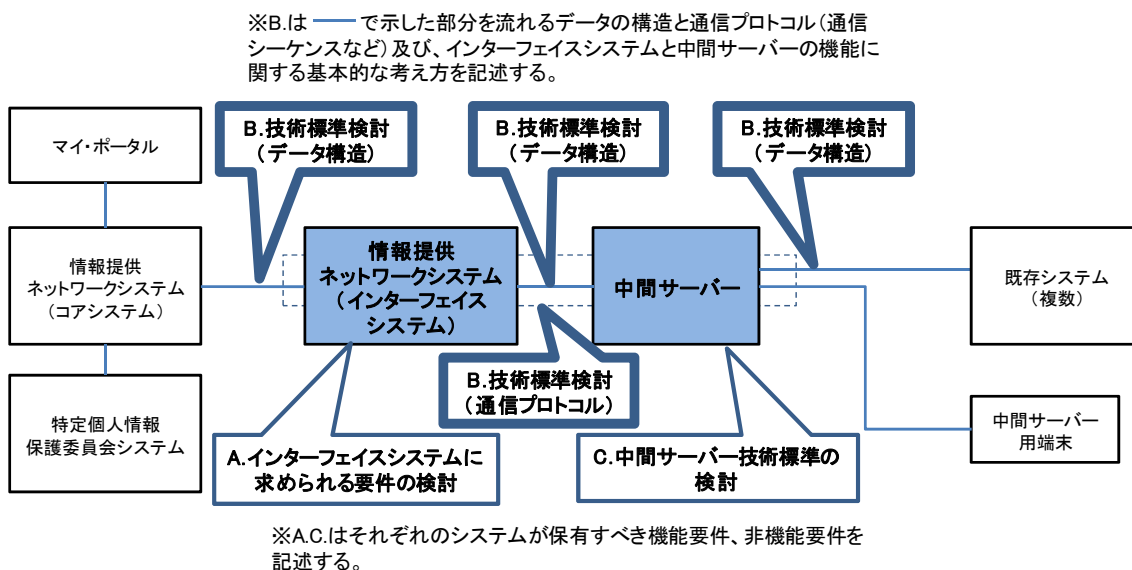


図 3 技術標準検討の範囲

インターフェイスシステム及び中間サーバーのシステムが保有すべき機能要件、非機能要件については、「インターフェイスシステムに求められる要件の検討に係る報告書」「中間サーバー技術標準の検討に係る報告書」において取りまとめる。本書の位置付けは、情報照会／情報提供等に係る送受信がどのような一連の流れに行われるか、また、送受信において通信路をどのようなデータが流れるかについて、データ構造や通信プロトコルの標準を定めるものである。

## 3.2 全体機能構成・機能配置の概要

全体機能構成・機能配置では、以下について記載する。詳細は「全体機能構成・機能配置」の節で記載する。

### (1) 機能概要

インターフェイスシステム及び中間サーバーに係る全体の機能構成について整理したもの。

### (2) インターフェイスシステムの機能構成(概要)

インターフェイスシステムへの機能配置について整理したもの。

### (3) 中間サーバーの機能構成(概要)

中間サーバーへの機能配置について整理したもの。

## 3.3 送受信データ標準の概要

送受信データ標準では、以下について記載する。

### (1) データ標準

データ標準として、番号法案別表第2に規定される事務に係る特定個人情報とそれぞれのデータ項目を整理・標準化したものを表形式で記載する。以下の4種類の成果物により構成される。

#### ① データレイアウト(特定個人情報別/事務別データ項目対応欄付)(以下、「データレイアウト(補足付き)」という。)

特定個人情報別に、データ項目を整理・標準化したもの。各データ項目には、事務ごとの対応関係を記載する。情報提供者側が用意するデータセットを作成する際に利用することを意図したデータレイアウトである。

ただし、データレイアウトを確定するためには、情報照会のユースケースがより具体化するとともに、情報提供者がデータ提供可能であることの確認が必要であり、本調査研究の成果物は現時点で可能な範囲で整理をしたものである。

#### ② 根拠法令等調査結果

特定個人情報を構成するデータ項目の根拠となる法令の該当箇所を一覧として整理したもの。

### ③ 特定個人情報別に並べ替えた別表第 2(特定個人情報一覧)

番号法案別表第 2 において取り扱う特定個人情報を一覧として整理したものであり、データレイアウト（補足付き）の目次の位置づけとなる。

### ④ 特定個人情報・事務対応表

番号法案別表第 2 において取り扱う特定個人情報がどの事務で用いられるかを対応付けて整理したもの。

## (2) データ構造

送受信においてネットワークを流れるメッセージのデータ構造を標準化したものを表形式で記載する。データ構造は、以下の 3 種類より構成される。このうち、送受信ヘッダ部については HTTP 通信等において使用するヘッダとして定義される。本書ではメッセージヘッダ部及びメッセージボディ部について整理・標準化を行う。

### ① 送受信ヘッダ部

HTTP 等のプロトコル、ホスト名、データ形式（コンテンツタイプ）等、送受信の制御に係るデータのヘッダ部分。

### ② メッセージヘッダ部

メッセージの宛先、処理通番、メッセージの種別、情報照会者、情報提供者、事務名、特定個人情報名等、情報照会／情報提供等について実際にやり取りするデータのヘッダに相当する部分について整理・標準化したもの。

### ③ メッセージボディ部

特定個人情報のデータ項目名、データ項目の値等、実際にやり取りするデータのボディに相当する部分について整理・標準化したもの。

## 3.4 通信プロトコル標準の概要

通信プロトコル標準では、以下について記載する。詳細は「通信プロトコル」の節で記載する。

### (1) メッセージ交換全体仕様

中間サーバーやインターフェイスシステム、更にはコアシステムも含めて、情報照会者と情報提供者との間でメッセージのやり取りをする際に、各システムがどのような役割分担と流れによりメッセージ交換を実現するのか、全体像を整理し、とりまと

めたもの。

## **(2) メッセージ交換技術標準**

中間サーバーやインターフェイスシステムが相互に接続し、メッセージを交換するために用いる技術について標準を定めたもの。

## **(3) 制御用通信プロトコル標準**

中間サーバーやインターフェイスシステムの稼働／縮退／停止等の通知を含む、制御用のメッセージのやり取りに関する処理の基本的な流れ（シーケンス）を示したものの。

## **(4) 情報照会／情報提供用通信プロトコル標準**

情報照会及び情報提供において特定個人情報を含むメッセージのやり取りに関する処理の基本的な流れ（シーケンス）を示したものの。

## **(5) プレフィックス情報等配布用通信プロトコル標準**

プレフィックス情報やマスタデータ等の配布に関する処理の基本的な流れ（シーケンス）を示したものの。

## 4. 全体機能構成・機能配置

本章では、インターフェイスシステム及び中間サーバーの全体機能構成及び機能配置について述べる。

### 4.1 機能概要

インターフェイスシステム及び中間サーバーが提供する機能概要を以下に示す。

表 2 機能概要

#	機能名	概要
1.	符号管理機能	情報提供に用いる個人の識別子である符号と情報保有機関内で固有の宛名番号を紐付け、その情報を保管・管理するための機能。
2.	情報照会側機能	他情報保有機関が保有する特定個人情報を照会するために、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会及び情報提供の受領を実施するための機能。
3.	情報提供側機能	他情報保有機関からの情報照会を受け、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の受領及び当該特定個人情報の提供を実施するための機能。
4.	既存システム接続機能	コアシステム、インターフェイスシステム、中間サーバー及び既存システムとの間で情報照会、情報提供の内容について連携するための機能。
5.	情報提供記録管理機能	特定個人情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し、管理するための機能。
6.	情報提供 DB 管理機能	情報提供 DB を更新・管理するための機能。
7.	情報提供関連機能	処理通番の発行、プレフィックス情報のチェックや管理、運用状態の管理等を行うための機能。
8.	データ送受信機能	情報照会、情報提供、情報提供記録等のデータを送受信するための機能。
9.		プレフィックス情報やこれに基づく電文定義、アクセス権定義を随時更新するための機能。
10.	セキュリティ管理機能	ユーザ管理、暗号化／復号、鍵管理等のセキュリティ管理を実現するための機能。
11.	職員認証・権限管理機能	(特に、専用端末からのログインを許容する場合) 職員認証システムと連携し、職員認証を実現するための機能。
12.	システム管理機能	時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシス

#	機能名	概要
		テム管理全般を実現するための機能。

※上記の他、マイ・ポータルが想定する機能の内、一部に対応するための機能が必要となる可能性がある。

インターフェイスシステム及び中間サーバーの機能構成・機能配置を次節以降に定める。

## 4.2 インターフェイスシステムの機能構成(概要)

インターフェイスシステムの機能構成概要について、以下に示す。

表 3 インターフェイスシステムの機能構成

#	機能名	概要
1.	既存システム接続機能	コアシステム、他のインターフェイスシステム及び中間サーバーとの間で必要な処理を行い、連携、接続するための機能。
2.	情報提供記録管理機能	特定個人情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し、管理するための機能。 ※中間サーバーと同等の機能であるが、要件や記録の相違について検討する。
3.	情報提供関連機能	処理通番の発行、プレフィックス情報のチェックや管理、運用状態の管理等を行うための機能。
4.	データ送受信機能	情報照会、情報提供、情報提供記録、プレフィックス情報等のデータを送受信するための機能。
5.	セキュリティ管理機能	ユーザ管理等のセキュリティ管理を実現するための機能。
6.	システム管理機能	時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を実現するための機能。



### 4.3 中間サーバーの機能構成(概要)

中間サーバーの機能構成概要について、以下に示す。

表 4 中間サーバーの機能構成

#	機能名	概要
1.	符号管理機能	情報提供に用いる個人の識別子である符号と情報保有機関内で固有の宛名番号を紐付け、その情報を保管・管理するための機能。
2.	情報照会側機能	他情報保有機関が保有する特定個人情報を照会するために、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会及び情報提供の受領を実施するための機能。
3.	情報提供側機能	他情報保有機関からの情報照会を受け、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の受領及び当該特定個人情報を提供するための機能。
4.	既存システム接続機能	既存システムとの間で情報照会、情報提供の内容について連携するための機能。
5.	情報提供記録管理機能	特定個人情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し、管理するための機能。
6.	情報提供 DB 管理機能	情報提供 DB を更新・管理するための機能。
7.	データ送受信機能	情報照会、情報提供、情報提供記録、プレフィックス情報等に関するデータを送受信するための機能。
8.	セキュリティ管理機能	暗号化／復号、鍵管理等のセキュリティ管理を実現するための機能。
9.	職員認証・権限管理機能	(特に、専用端末からのログインを許容する場合) 職員認証システムと連携し、職員認証を実現する機能。
10.	システム管理機能	時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を実現するための機能。

インターフェイスシステム及び中間サーバーの機能構成・機能配置に従い、インターフェイスシステム及び中間サーバーで保持する主な情報とその関係を下図に示す。

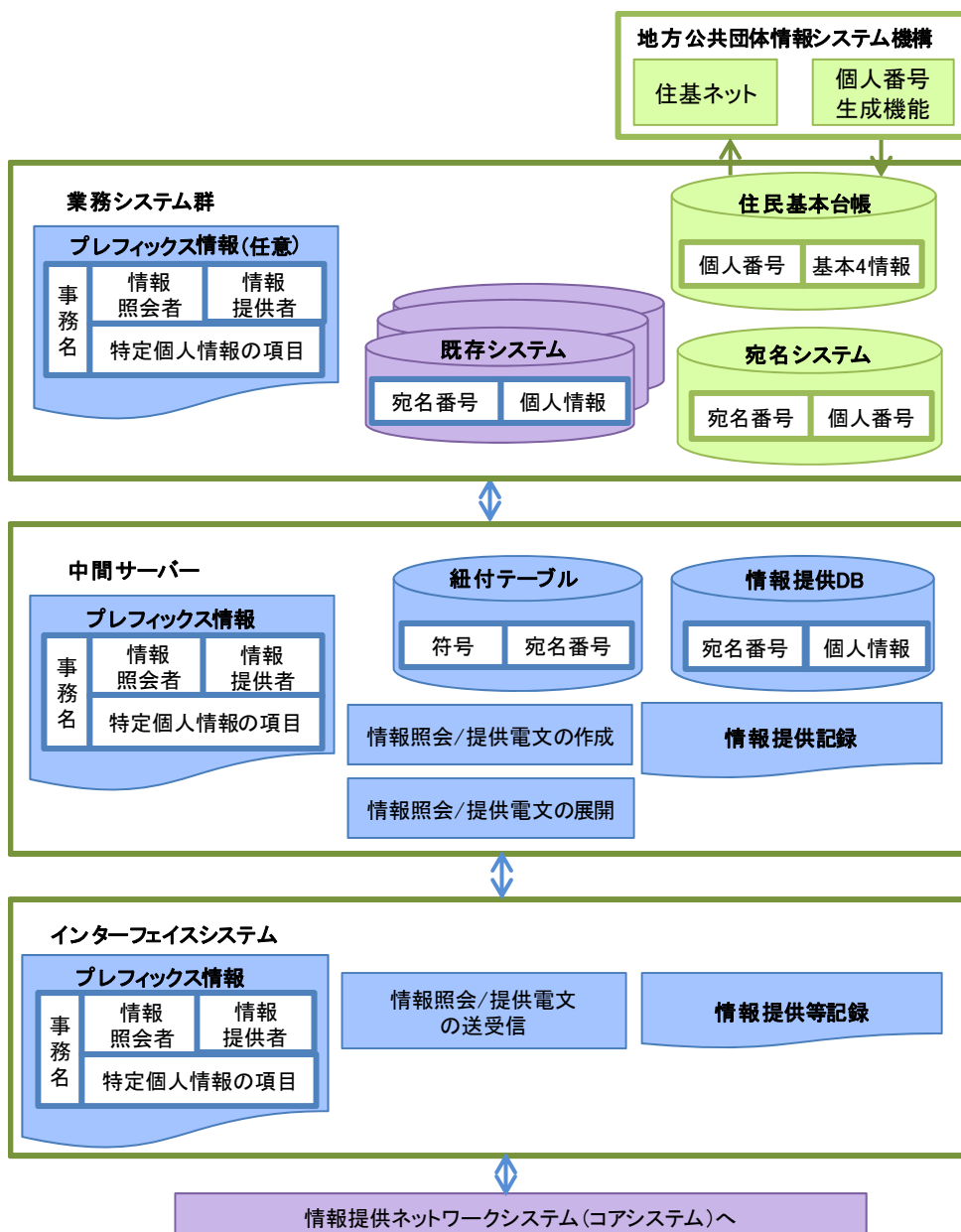


図 4 インターフェイスシステム及び中間サーバーで保持する主な情報とその関係

## 5. 送受信データ標準

本章では、送受信するデータ標準について述べる。

### 5.1 データ標準

#### (1) データ標準作成の必要性

特定個人情報が確実に、かつ適切な権限により提供されることをシステムとして保証するため、データ標準（番号法案別表第2に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報）を適切に定義する必要がある。

データ標準のイメージについて、以下に示す。

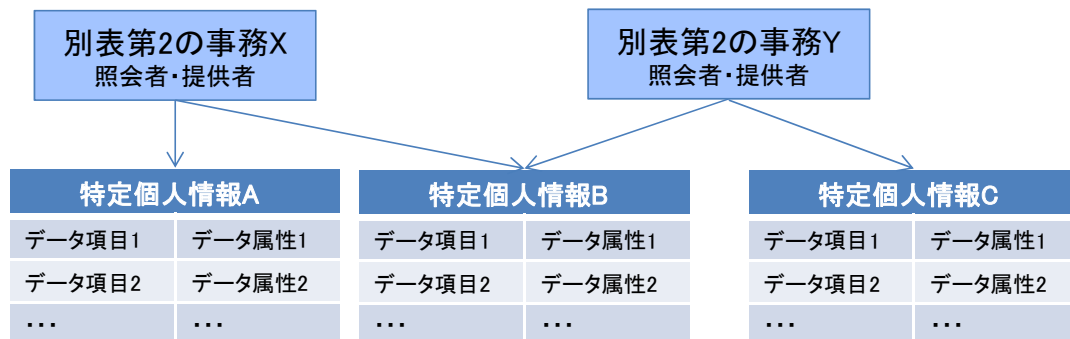


図 5 データ標準のイメージ

情報照会／情報提供は、番号法案別表第2における特定個人情報の情報提供者、情報照会者、事務により規定される。

異なる事務であっても同じ特定個人情報を参照する場合もある。

特定個人情報は、個々のデータ項目名とデータ属性（データ型・桁数・コード・繰り返し）の組を構造として持っている。

システムでは、このデータ標準に基づき、情報照会や情報提供に係る電文（メッセージ）が作成・送信され、受け取った電文のチェックや取込、送受信や閲覧に係る権限制御等が行われる。

最終的にシステムとして設計・開発される段階では、データ標準はデータベース設計に反映されるが、本調査研究においては、データベース設計までは行わない。ただし、その前段階の作業結果として、特定個人情報の種類や事務の種類ごとにデータ項目とデータ属性を整理し標準化したデータレイアウト案を、データ標準に係る成果物として作成した。

データ標準の定義にあたっては、幾つかの点に留意して作業を進める必要がある。

例えば、各情報保有機関が保有する既存システムにおいては、同じデータ項目で同じ桁数であっても、実際に使用する桁数が違っていることがあり得る。また、“0（ゼ

ロ)”と“NULL”の定義や意味付け等についても細かな相違が存在することが考えられる。これらの状況も考慮しつつ、データ標準として相応しい定義を検討する必要がある。

## (2) データ標準作成の考え方と作業の進め方

### ① データ標準作成の目的と検討対象

データ標準は、情報照会者及び情報提供者間で、特定個人情報を円滑に送受信させるために必要な、データ構造を標準化し、取りまとめたものである。

作業に当たっては、番号法案別表第2に記載された115の事務を対象に、その事務で取り扱われる特定個人情報を、事務ごとに細分化して検討した。なお、番号法案別表第2に記載された特定個人情報は全部で73あるが、本調査研究では、地方公共団体が情報照会者又は、情報提供者となる事務で使用する66の特定個人情報を対象とした。これを事務ごとに細分化すると、延べ284（下表の網掛け部分の合計）となる。

表 5 番号法案別表第2における特定個人情報数一覧

情報照会者	情報提供者	事務ごとに細分化した特定個人情報の数
地方公共団体	地方公共団体	145
地方公共団体以外 (以降「国等」と記す)	地方公共団体	99
地方公共団体	国等	40
国等	国等	71

### ② データ標準作成の進め方

データ標準作成では、特定個人情報を構成するデータ項目の検討にあたって、まず事務の根拠法令から読み取れる項目を整理し、項目ごとのデータ属性については、地方公共団体の業務パッケージシステム製造ベンダー26社が参加して作成した「中間標準レイアウト仕様<sup>1</sup>」を中心に、「地域情報プラットフォーム 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」も参考にして作成した。

地方公共団体ヒアリングを実施し、法令から読み取ったデータ項目の精緻化を行う。また、データ属性については、地方公共団体の業務パッケージシステム製造ベンダーに対して対応可否を問うヒアリング（又はアンケート）を実施して、データ属性の補

<sup>1</sup> 中間標準レイアウト仕様とは、自治体業務システムの切り替えに伴うデータ移行時に、共通的に利用できる標準レイアウト仕様。既存の各種標準（戸籍、後期高齢者医療等の標準仕様、地域情報プラットフォーム仕様）を反映して作成されている。

自治体業務システムのパッケージ開発業者26社が自社製品での対応検討に参加して作成されたものであり、データ移行のほか、他自治体の業務システムとの間で必要となるデータ交換用プログラム開発の際に共通的な標準データとして適用できることを目指して作成されたものである。

正作業を行う。

### ③ データ標準作成フローの概要

データ標準作成フローの概要について、以下に示す。

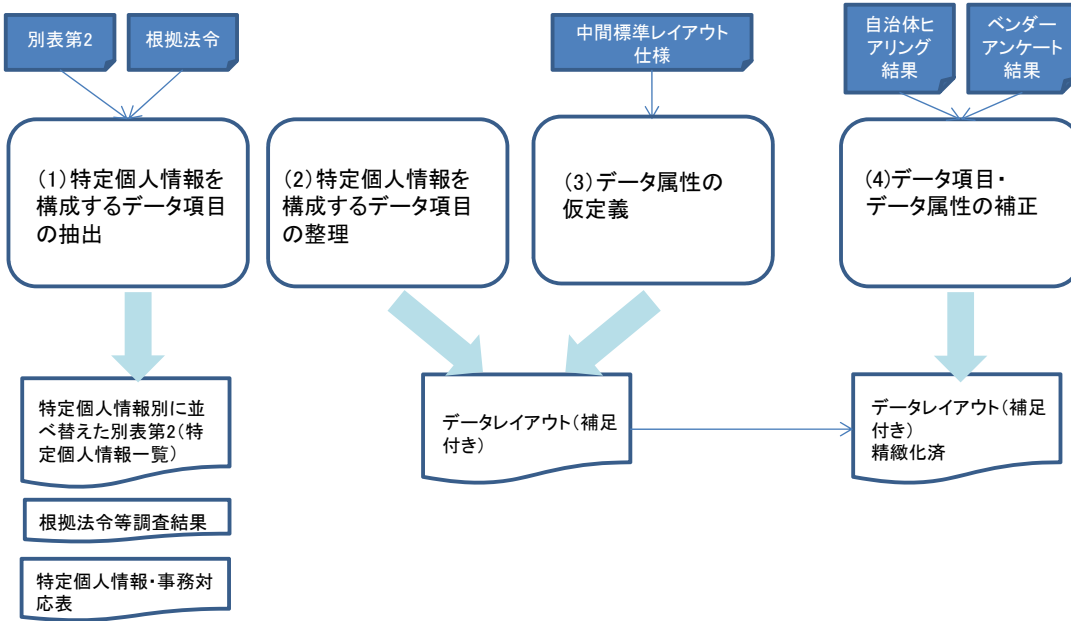


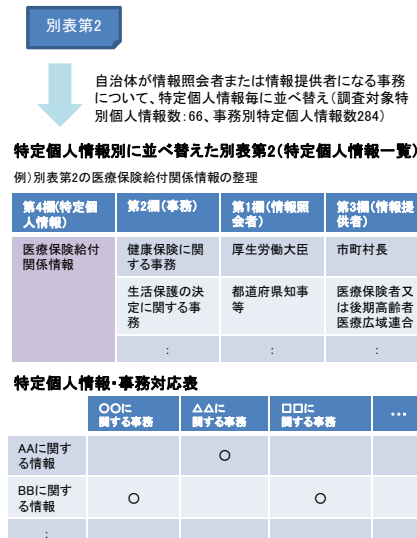
図 6 データ標準作成フロー（概要）

### ④ データ標準作成フロー

#### (a) 特定個人情報を構成するデータ項目の抽出

特定個人情報を構成するデータ項目の抽出作業について、以下に示す。

作業①



根拠法令

作業②

事務の根拠法令・事務要領等を調査し、該当箇所を探し、データ項目が記載された条文とデータ項目を記入

根拠法令等調査結果

法令	条文	データ項目
〇〇法	△条	AAA
	▲条	BBB
××法	□条◇項	AAA
	□条◇項	BBB
	□条○項	CCC

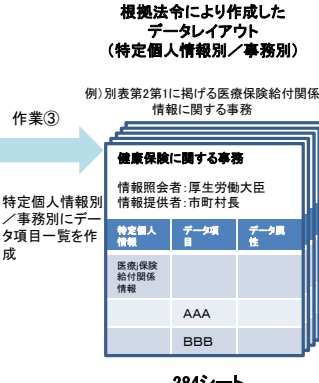


図 7 データ標準作成フロー（データ項目の抽出）

(作業①) まず、番号法案別表第2において、地方公共団体が情報照会者又は情報提供者になる事務について、特定個人情報ごとに並べ替えを行う。この時点で、特定個人情報数は66シート、事務別の特定個人情報数は延べ284シートとなる。

また、特定個人情報・事務対応表を作成し、どの特定個人情報がどの事務で用いられるかを明らかにする。

(作業②) 次に、各事務の根拠法令・事務要領等について調査し、特定個人情報を構成するデータ項目に関する記載箇所を探す。データ項目が記載された条文及びデータ項目を調査シートに記入する。

(作業③) 最後に、根拠法令等の調査結果を受けて、特定個人情報別かつ事務別(以下、「特定個人情報/事務別」と記す)に分類された特定個人情報のそれぞれについて、データ項目を記入したデータレイアウトを作成する。この手順に沿ってデータレイアウト284シートを作成する。

## (b) 特定個人情報を構成するデータ項目の整理

特定個人情報を構成するデータ項目の整理作業について、以下に示す。

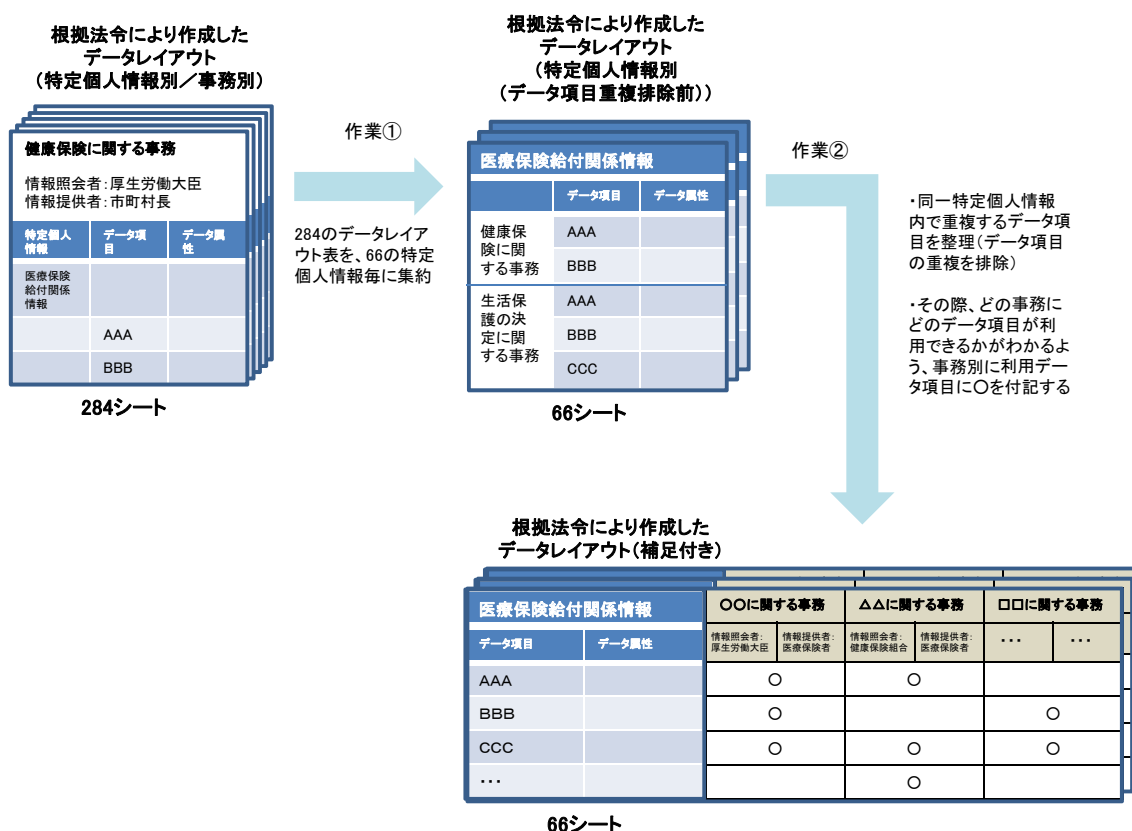


図 8 データ標準作成フロー (データ項目の整理)

(作業①) 同じ特定個人情報扱う事務であっても、データ項目が完全に一致するものやそれぞれの事務によって異なるものがある。それを明らかにするために、まず、特定個人情報／事務別の 284 のデータレイアウトに対して、66 の特定個人情報ごとに集約を行う。

(作業②) 次に、このような同一の特定個人情報において重複するデータ項目を排除し、統合したデータレイアウトを作成する。その際、データ項目ごとに、どの事務で利用できるか分かるように、利用データ項目に対応関係を付記する。このデータレイアウトは、特定個人情報別に 66 シートとなる。

### (c) データ属性の仮定義

データ属性の定義作業について、以下に示す。

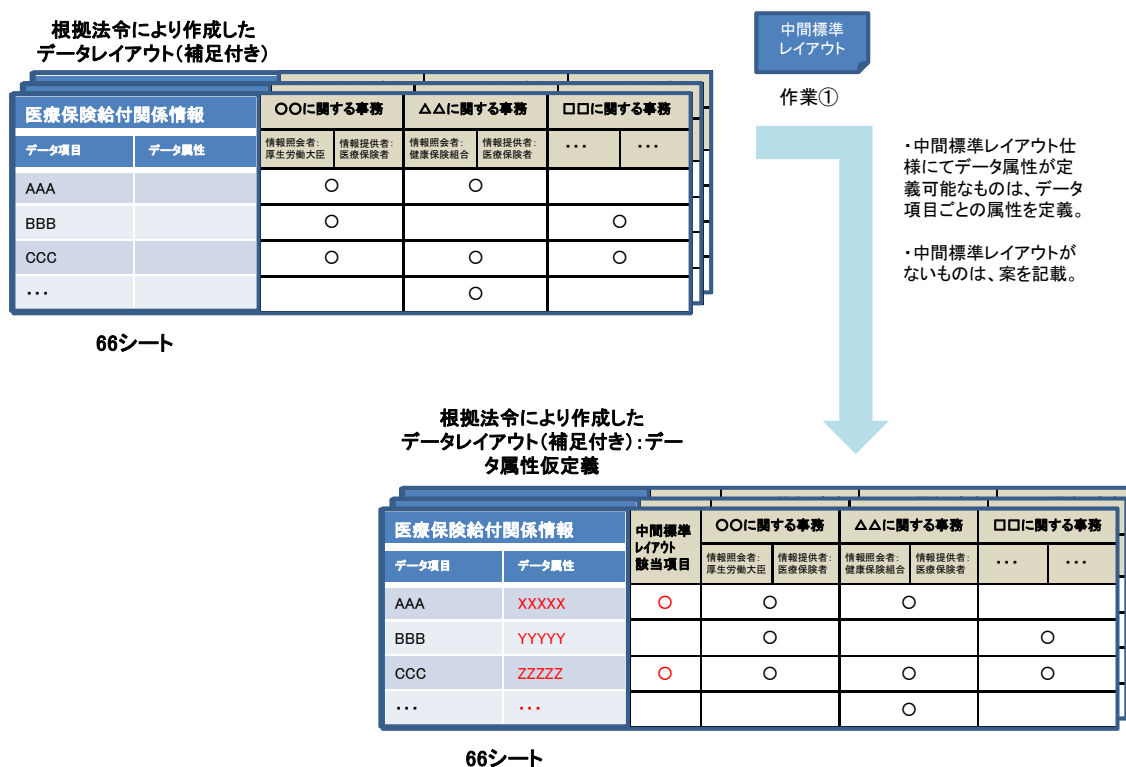


図 9 データ標準作成フロー（データ属性の仮定義）

特定個人情報別に 66 シート作成したデータレイアウトについて、中間標準レイアウトにデータ項目、データ属性が定義されているものと定義されていないものとの分類する。

中間標準レイアウトにてデータ項目ごとのデータ属性が定義可能なものについては、それらの情報をデータレイアウトに反映させ、中間標準レイアウトがないものについ

ては、可能な範囲でデータ属性の案を記載している。

(d) データ項目・データ属性の補正

データ項目及びデータ属性の補正作業は、地方公共団体ヒアリング及びベンダーアンケートにより実施する。

(作業①) 地方公共団体に対しては、根拠法令により作成したデータレイアウトを提示し、業務にて必要なデータ項目が入っているかの視点で、特定個人情報を構成するデータ項目の過不足を確認していただくためのヒアリングを実施する。

(作業②) ベンダーに対しては、根拠法令により作成したデータレイアウトを提示し、データ項目・データ属性への既存システム（自社開発システム）のデータレイアウトへの対応可否を確認するためのアンケート調査を実施する。データレイアウトへの対応が難しい場合は、その理由や代替案等について確認する。

データ標準作成フローについて、以下に示す。

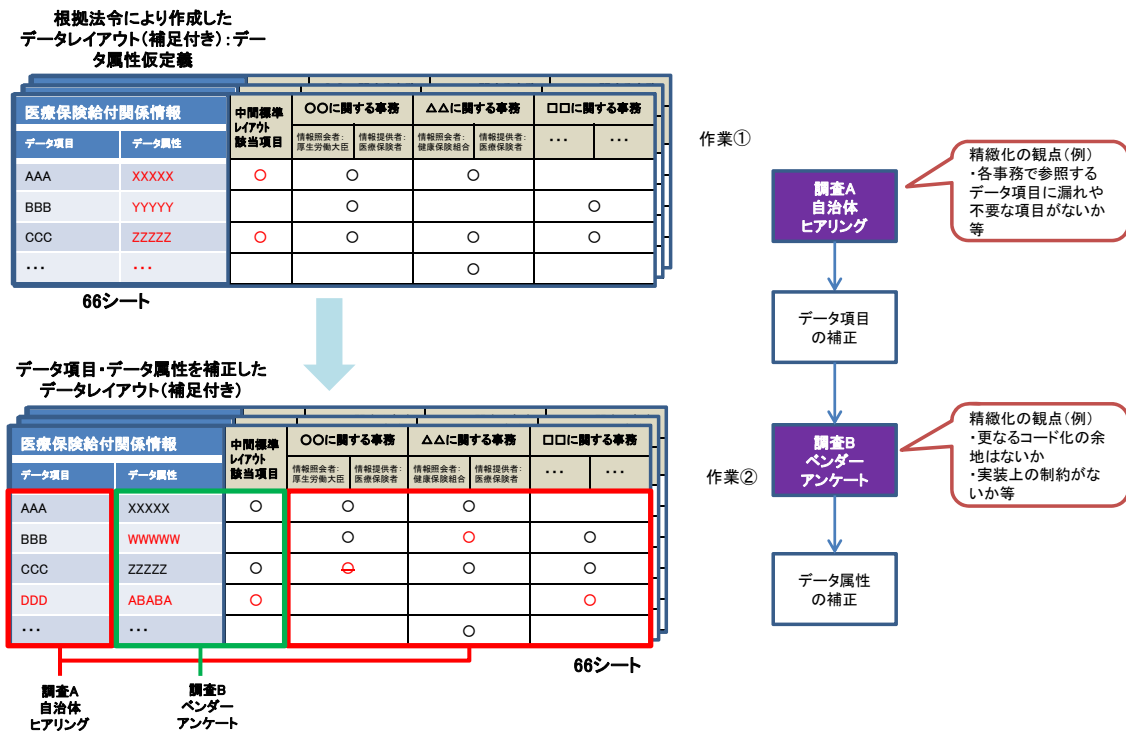


図 10 データ標準作成フロー（データ項目の補正）

⑤ 成果物イメージ

成果物は、データレイアウト（補足付き）、根拠法令等調査結果、特定個人情報別に並べ替えた番号法案別表第2（特定個人情報一覧）、特定個人情報・事務対応表の4種類である。



(a) データレイアウト(補足付き)

情報提供者側が用意するデータセットを作成する際に利用するデータレイアウトについて、以下に示す。ただし、データレイアウトを確定するためには、情報照会のユースケースがより具体化するとともに、情報提供者がデータ提供可能であることの確認が必要であり、本調査研究の成果物は現時点で可能な範囲で整理をしたものである。

特定個人情報	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条約の規定により算定した税額若しくはその算定となる事項に関する情報
情報提供者	市町村長	

項目	項目名	データ型	長さ	コード	補記	項目説明
1	個人住民税情報					
2	課税年度		X	4		記録の対象となる年度(課税すべき年度)
3	税額		9	13		課税対象後の合計所得額
4	各料所得金額		9	13		内訳がない場合
5	所得情報		9	13		
6	給与所得		9	13		
7	給与収入		9	13		
8	給与所得		9	13		
9	給与収入		9	13		
10	所得情報(総合課税)		9	13		
11	所得情報		9	13		
12	所得情報		9	13		
13	所得情報		9	13		
14	所得情報		9	13		
15	所得情報		9	13		
16	所得情報		9	13		
17	所得情報		9	13		
18	所得情報		9	13		
19	所得情報		9	13		
20	所得情報		9	13		
21	所得情報		9	13		
22	所得情報		9	13		

項目	項目名	データ型	長さ	コード	補記	項目説明
23	所得情報		9	13		
24	所得情報		9	13		
25	所得情報		9	13		
26	所得情報		9	13		
27	所得情報		9	13		
28	所得情報		9	13		
29	所得情報		9	13		
30	所得情報		9	13		
31	所得情報		9	13		
32	所得情報		9	13		
33	所得情報		9	13		
34	所得情報		9	13		
35	所得情報		9	13		
36	所得情報		9	13		
37	所得情報		9	13		
38	所得情報		9	13		
39	所得情報		9	13		
40	所得情報		9	13		
41	所得情報		9	13		
42	所得情報		9	13		
43	所得情報		9	13		
44	所得情報		9	13		
45	所得情報		9	13		
46	所得情報		9	13		
47	所得情報		9	13		
48	所得情報		9	13		
49	所得情報		9	13		
50	所得情報		9	13		
51	所得情報		9	13		
52	所得情報		9	13		
53	所得情報		9	13		
54	所得情報		9	13		
55	所得情報		9	13		
56	所得情報		9	13		
57	所得情報		9	13		
58	所得情報		9	13		
59	所得情報		9	13		
60	所得情報		9	13		
61	所得情報		9	13		
62	所得情報		9	13		
63	所得情報		9	13		
64	所得情報		9	13		
65	所得情報		9	13		
66	所得情報		9	13		
67	所得情報		9	13		
68	所得情報		9	13		
69	所得情報		9	13		
70	所得情報		9	13		
71	所得情報		9	13		
72	所得情報		9	13		
73	所得情報		9	13		
74	所得情報		9	13		
75	所得情報		9	13		
76	所得情報		9	13		
77	所得情報		9	13		
78	所得情報		9	13		
79	所得情報		9	13		
80	所得情報		9	13		
81	所得情報		9	13		
82	所得情報		9	13		
83	所得情報		9	13		
84	所得情報		9	13		
85	所得情報		9	13		
86	所得情報		9	13		
87	所得情報		9	13		
88	所得情報		9	13		
89	所得情報		9	13		
90	所得情報		9	13		
91	所得情報		9	13		
92	所得情報		9	13		
93	所得情報		9	13		
94	所得情報		9	13		
95	所得情報		9	13		
96	所得情報		9	13		
97	所得情報		9	13		
98	所得情報		9	13		
99	所得情報		9	13		
100	所得情報		9	13		

図 11 成果物イメージ データレイアウト(補足付き)

(b) 根拠法令等調査結果

特定個人情報を構成するデータ項目の根拠となる法令の該当箇所一覧について、以下に示す。

2-3 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	特定個人情報	特定個人情報取扱番号	根拠法令名称	条項号	該当条文	該当条文の区分名	データ項目	データ項目の情報元	事務にて確認すべき事項	備考
1	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条約の規定により算定した税額若しくはその算定に係る事項に関する情報	2	健康保険法施行令	第四十二 条第一項 第三号	市町村長税非課税者(療養のあった月の属する年度(療養のあった月が四月から七月までの場合においては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の規定による市町村長税(同法)の規定による特別区長税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得額を除く。第四十三条の二第一項第三号において同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。同号において同じ。))の条約で定めるところにより当該市町村長税を免除された者を含むものとし、当該市町村長税の課税期日において同法の施行期日に住所を有しない者を除く。)をいう。第三項第三号において同じ。)である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあった月において要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者)をいう。第三項において同じ。)である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(前号に掲げる者を除く。)三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合においては、二万四千六百円とする。	高額療養費算定基準額	年度 市町村長税所得割額 市町村長税均等割額 年税額 税所得金額 営業所得 農業所得 不動産所得 利子所得 配当所得 給与収入、所得 年金収入、所得 その他雑所得 雑所得計 譲渡所得(長期短期) 一時所得 上場株式等に係る配当所得 土地等に係る事業所得等 短期譲渡所得(一般、特例) 長期譲渡所得(一般、特定、特例) 株式等に係る譲渡所得等(非上場、上場) 先物取引に係る雑所得等 山林所得 退職所得 金銭的利子等所得 金銭的配当等所得	健康保険被扶養者(異動)届 この届書に添付して提出するもの 「課税(非課税)証明書」	被扶養者が被保険者によって生計を維持されているかどうかを確認。	
2			健康保険法施行令	第四十二 条第三項 第三号	市町村長税非課税者である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(前号又は次号に掲げる者を除く。)二万四千六百円	高額療養費算定基準額				
3			健康保険法施行令	第四十二 条第三項 第四号	略	高額療養費算定基準額				
4			健康保険法施行令	第四十三 条の三第 一項第三 号	市町村長税非課税者(基準日の属する年度の前年度(次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合)においては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村長税(課税されない者(市町村の条約で定めるところにより当該市町村長税を免除された者を含むものとし、当該市町村長税の課税期日において同法の施行期日に住所を有しない者)を除く。)をいう。次項第三号において同じ。)である被保険者(前号に掲げる者を除く。)三十四万円	介護合算算定基準額				

図 12 成果物イメージ 根拠法令等調査結果

(c) 特定個人情報別に並べ替えた別表第2(特定個人情報一覧)

特定個人情報別に別表第2を並べ替えた一覧について、以下に示す。

特定個人情報別に並べ替えた別表第2(特定個人情報一覧)

特定個人情報番号	特定個人情報	事務 項番	事務 枝番	情報照会者	情報提供者	事務
1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項					
		1	2	厚生労働大臣	市町村长	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
		2	3	全国健康保険協会	市町村长	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		3	3	健康保険組合	市町村长	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		4	2	厚生労働大臣	市町村长	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
		6	1	全国健康保険協会	市町村长	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四項の規定による改正後の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		8	1	都道府県知事等	市町村长	児童福祉法による児童の認定、養育施設の登録又は障害児入所給付費、高齢障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		10	1	市町村长	市町村长	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高齢障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
		15	3	都道府県知事又は市町村长	市町村长	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		16	1	都道府県知事等	市町村长	児童福祉法による費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの
		18	1	市町村长	市町村长	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		20	1	市町村长	市町村长	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		21	1	厚生労働大臣	市町村长	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		23	1	都道府県知事等	市町村长	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		27	4	市町村长	市町村长	地方自治法その他の地方規程に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		30	7	社会福祉協議会	市町村长	社会福祉法による生計困難者に対して無料又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		31	3	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村长	市町村长	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
		34	1	日本私立学校振興・共済事業団	市町村长	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		35	3	厚生労働大臣又は共済組合等	市町村长	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

図 13 成果物イメージ 特定個人情報別に並べ替えた別表第2(特定個人情報一覧)

(d) 特定個人情報・事務対応表

特定個人情報・事務対応表について、以下に示す。

特定個人情報番号	特定個人情報	事務番号	事務名														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項		○	○	○	○				○		○					
2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報		○	○	○	○				○		○					
3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報																
4	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報		○	○	○	○				○							
5	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報																
6	高齢者の医療の確保に関する法律第十條において準用する介護保険法第三十六条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報																
7	介護保険法第三十六条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報																
8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報																
9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報																
10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報																
11	国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所する者に関する情報																
12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報																
13	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報																
14	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する情報																
15	生活保護法による保護の実施に関する情報																
16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報																
17	中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報																
18	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報																
19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報																
20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報																

図 14 成果物イメージ 特定個人情報・事務対応表

(3) データ標準

データレイアウト（補足付き）、根拠法令等調査結果、特定個人情報別に並べ替えた別表第2（特定個人情報一覧）、特定個人情報・事務対応表のそれぞれについて、別紙に示す。

本調査研究では、「(2)データ標準作成の考え方と作業の進め方」で示したとおり、当初、地方公共団体の情報連携に係る特定個人情報と事務を対象としており、66の特定個人情報を対象としてデータ標準作成作業を進めたものである。しかしながら、本報告書の別紙として添付したデータ標準には、最終報告を取りまとめる過程で作成した国等の機関間での情報連携に係る情報を追加しており、最終的には73の特定個人情報を対象として取りまとめている。（このため、「(2)データ標準作成の考え方と作業の進め方」に示す各成果物のシート数と本報告書の別紙として添付したデータ標準の成果物のシート数が一致しないことに留意が必要である。）

## 5.2 データ構造

### (1) 基本構造

電文の基本データ構造は、以下の3つの部分で構成される。これらのほかに、電文種別により許可証、暗号化鍵が加わる。

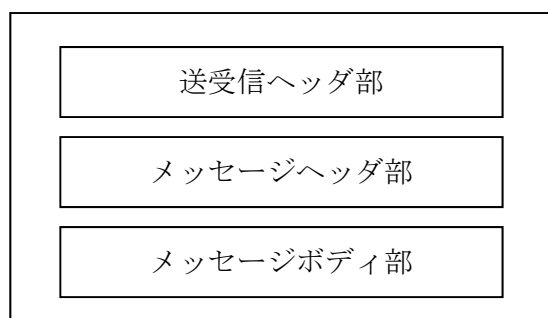


図 15 電文の基本データ構造

#### ① 送受信ヘッダ部

HTTP 等のプロトコル、ホスト名、データ形式（コンテンツタイプ）等、送受信の制御に係るデータのヘッダ部分。

#### ② メッセージヘッダ部(以下、ヘッダ部)

電文の宛先、処理通番、メッセージの種別、情報照会者、情報提供者、事務名、特定個人情報名等、情報照会／情報提供等について実際にやり取りするデータのヘッダに相当する部分。

#### ③ メッセージボディ部(以下、ボディ部)

特定個人情報のデータ項目名、データ項目の値等、実際にやり取りするデータのボディに相当する部分。

ここではヘッダ部及びボディ部についてのデータ構造の標準を定める。データ構造は表形式で記載するが、実装上は採用する技術（XML や JSON など）により異なることが想定される。

### (2) 電文種別

電文は、ヘッダ部に電文種別を持つ。これにより、当該電文が何を目的とするものであるかを識別することが可能となる。

以下に、電文種別の一覧を示す。ここでは、中間サーバーと情報提供ネットワークシステム間の電文と、中間サーバーと既存システム間の電文とに大別している。中間サーバーと情報提供ネットワークシステム間の電文については、電文種別ごとのデータ構造について後述する。

また、中間サーバーと既存システム間の電文についても、同様にデータ構造の標準を定めることは可能であると考えられる。詳細については「中間サーバー技術標準の検討に係る報告書」も参照のこと。

① 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム間の主要な電文

中間サーバーと情報提供ネットワークシステム間の主要な電文について、以下に示す。

表 6 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム間の主要な電文

#	電文種別	情報照会側		コアシステム	情報提供側	
		中間サーバー	IFシステム		IFシステム	中間サーバー
1.	処理通番発行／プレフィックス情報照合依頼	発信	受信			
2.	処理通番発行／プレフィックス情報照合結果通知	受信	発信			
3.	情報照会許可依頼	発信	中継	受信		
4.	情報照会許可通知	受信	中継	発信		
5.	情報照会	発信	中継	中継	中継	受信
6.	情報照会受付完了	受信	中継	中継	中継	発信
7.	情報提供	受信	中継		中継	発信
8.	情報提供受領通知	発信	中継		中継	受信
9.	情報照会／提供完了通知	発信	中継	受信		
10.				受信	中継	発信
11.	プレフィックス情報配布		受信	発信	受信	
12.		受信	発信		発信	受信
13.	プレフィックス情報受領完了		発信	受信	発信	
14.		発信	受信		受信	発信
15.	符号通知	受信	中継	発信	中継	受信
16.	符号通知受領通知	受信	発信		発信	受信
17.			発信	受信	発信	
18.	稼働状態確認	受信	発信		発信	受信
19.			発信	受信	発信	
20.	稼働状態通知	発信	受信		受信	発信
21.			発信	受信	発信	

#	電文種別	情報照会側		コアシ	情報提供側	
22.			受信	発信	受信	

② 中間サーバーと既存システム間の主要な電文

中間サーバーと既存システム間の主要な電文について、以下に示す。

表 7 中間サーバーと既存システム間の主要な電文

#	電文種別	中間サーバー	既存システム
1.	(送信用) 情報照会内容の登録	受信	送信
2.	(受信済) 情報提供内容の取得	受信	送信
3.	(受信済) 情報提供内容の回答 (※)	送信	受信
4.	情報照会側状況 (一覧) の取得	受信	送信
5.	情報照会側状況 (一覧) の回答 (※)	送信	受信
6.	(受信済) 情報照会内容の取得	受信	送信
7.	(受信済) 情報照会内容の回答 (※)	送信	受信
8.	(送信用) 情報提供内容の登録	受信	送信
9.	情報提供側状況 (一覧) の取得	受信	送信
10.	情報提供側状況 (一覧) の回答 (※)	送信	受信
11.	情報提供 DB 更新データの登録	受信	送信
12.	プレフィックス情報の取得	受信	送信
13.	プレフィックス情報の取得 (※)	送信	受信

(※) 既存システム側からの PULL 型のサービス要求に対する回答電文

### (3) 電文の構造

中間サーバーと情報提供ネットワークシステム間の主要な電文について、電文種別ごとのデータ構造を以下に示す。

また、中間サーバーと既存システム間の電文についても、同様にデータ構造の標準を定めることは可能であると考えられる。詳細は「中間サーバー技術標準の検討に係る報告書」を参照のこと。

#### ① 処理通番発行／プレフィックス情報照合依頼

##### (a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 8 処理通番発行／プレフィックス情報照合依頼（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“処理通番発行／プレフィックス情報照合依頼”を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
4.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
5.	事務コード	番号法案別表第2の事務コード。
6.	特定個人情報名コードのリスト ※	番号法案別表第2の特定個人情報名コードと特定個人情報の項目コードのセット。コードが複数格納される場合もある。
7.	特定個人情報の項目コードのリスト ※	番号法案別表第2の特定個人情報名ごとに回答を要求する特定個人情報の項目コードのリスト。コードが複数格納される場合もある。

※ 特定個人情報名コードのリストと特定個人情報の項目コードのリストの例を以下に示す。なお、本データ構造は例示であり、今後のメッセージシーケンス等の検討を踏まえて決定する。また、以降の表において、特定個人情報名コードと特定個人情報の項目コードについて同様の記載がある場合は、本注釈を参照のこと。

#### 【特定個人情報名コードと特定個人情報の項目コードのリスト（例）】

<特定個人情報名コード>01</特定個人情報名コード>

<DETAIL>

<特定個人情報の項目コード>001</特定個人情報の項目コード>

<特定個人情報の項目コード>002</特定個人情報の項目コード>

</DETAIL>

<特定個人情報名コード>03</特定個人情報名コード>

<DETAIL>

<特定個人情報の項目コード>003</特定個人情報の項目コード>

<特定個人情報の項目コード>004</特定個人情報の項目コード>

</DETAIL>

(b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。



② 処理通番発行／プレフィックス情報照合結果通知

(a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 9 処理通番発行／プレフィックス情報照合結果通知（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“処理通番発行／プレフィックス情報照合結果通知”を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	処理結果	「OK/NG」を示すコード。
4.	処理結果備考	NG理由等。
5.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
6.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
7.	事務コード	番号法案別表第2の事務コード。
8.	特定個人情報名コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報名コードと特定個人情報の項目コードのセット。コードが複数格納される場合もある。
9.	特定個人情報の項目コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報名ごとに回答を要求する特定個人情報の項目コードのリスト。コードが複数格納される場合もある。
10.	処理通番	処理通番。情報照会時と符号付番時に発番する。

(b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。

### ③ 情報照会許可依頼

#### (a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 10 情報照会許可依頼（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“情報照会許可依頼”を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
4.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
5.	事務コード	番号法案別表第2の事務コード。
6.	特定個人情報名コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報名コードと特定個人情報の項目コードのセット。コードが複数格納される場合もある。
7.	特定個人情報の項目コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報名ごとに回答を要求する特定個人情報の項目コードのリスト。コードが複数格納される場合もある。
8.	処理通番	情報照会ごとに採番される通番。

#### (b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。

④ 情報照会許可通知

(a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 11 情報照会許可通知（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“情報照会許可通知” を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	処理結果	「OK/NG」を示すコード。
4.	処理結果備考	NG 理由等。
5.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
6.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
7.	事務コード	番号法案別表第 2 の事務コード。
8.	特定個人情報名コードのリスト	番号法案別表第 2 の特定個人情報名コードと特定個人情報の項目コードのセット。コードが複数格納される場合もある。
9.	特定個人情報の項目コードのリスト	番号法案別表第 2 の特定個人情報名ごとに回答を要求する特定個人情報の項目コードのリスト。コードが複数格納される場合もある。
10.	処理通番	情報照会ごとに採番される通番。

(b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。

(c) 許可証

許可証について、以下に示す。

表 12 情報照会許可通知（許可証）

#	項目名	概要
1.	経路情報	情報照会の経路情報。
2.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
3.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
4.	事務コード	番号法案別表第 2 の事務コード。
5.	特定個人情報名コードのリスト	番号法案別表第 2 の特定個人情報名コードと特定個人情報の項目コードのセット。コードが複数格納される場合もある。

#	項目名	概要
6.	特定個人情報の項目コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報ごとに回答を要求する特定個人情報の項目コードのリスト。コードが複数格納される場合もある。
7.	処理通番	情報照会ごとに採番される通番。

⑤ 情報照会

(a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 13 情報照会（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“情報照会” を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
4.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
5.	事務コード	番号法案別表第2の事務コード。
6.	符号	情報照会において個人を一意に識別するための情報。
7.	特定個人情報名コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報名コードと特定個人情報の項目コードのセット。コードが複数格納される場合もある。
8.	特定個人情報の項目コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報名ごとに回答を要求する特定個人情報の項目コードのリスト。コードが複数格納される場合もある。
9.	問い合わせ条件	<p>問合せ対象データの範囲（年度又は基準年月日（自～至））</p> <p>※以下、例：</p> <p>年度を指定する場合：</p> <p>〈対象年度〉H24〈/対象年度〉</p> <p>基準年月日を指定する場合：</p> <p>〈基準年月日〉H241201〈/基準年月日〉</p> <p>基準年月日の自～至を指定する場合：</p> <p>〈基準年月日自〉H241201〈/基準年月日自〉</p> <p>〈基準年月日至〉H250331〈/基準年月日至〉</p>
10.	処理通番	情報照会ごとに採番される通番。

(b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。

(c) 許可証

許可証について、以下に示す。

表 14 情報照会（許可証）

#	項目名	概要
1.	経路情報	情報照会の経路情報。
2.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
3.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
4.	事務コード	番号法案別表第2の事務コード。
5.	特定個人情報名コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報名コードと特定個人情報の項目コードのセット。コードが複数格納される場合もある。
6.	特定個人情報の項目コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報名ごとに回答を要求する特定個人情報の項目コードのリスト。コードが複数格納される場合もある。
7.	処理通番	情報照会ごとに採番される通番。

(d) 暗号化鍵

暗号化鍵について、以下に示す。

表 15 情報照会（暗号化鍵）

#	項目名	概要
1.	暗号化鍵	情報照会者側の暗号化鍵。

⑥ 情報照会受付完了

(a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 16 情報照会受付完了（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“情報照会受付完了” を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	処理結果	「OK/NG」を示すコード。
4.	処理結果備考	NG 理由等。
5.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
6.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
7.	処理通番	情報照会ごとに採番される通番。

(b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。

⑦ 情報提供

(a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 17 情報提供（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“情報提供” を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
4.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
5.	特定個人情報名コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報名コードと特定個人情報の項目コードのセット。コードが複数格納される場合もある。
6.	特定個人情報の項目コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報名ごとに回答を要求する特定個人情報の項目コードのリスト。コードが複数格納される場合もある。
7.	処理通番	情報照会ごとに採番される通番。

(b) ボディ部

ボディ部について、以下に示す。

表 18 情報提供（ボディ部）

#	項目名	概要
1.	問い合わせ結果	対象データの更新日時、照会結果等。

※網掛け部分について、情報提供時に更新を行う。

(c) 許可証

許可証について、以下に示す。

表 19 情報提供（許可証）

#	項目名	概要
1.	経路情報	情報照会の経路情報。
2.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
3.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
4.	事務コード	番号法案別表第2の事務コード。
5.	特定個人情報名コード	番号法案別表第2の特定個人情報名コードと特定個人情報の項目



#	項目名	概要
	ドのリスト	コードのセット。コードが複数格納される場合もある。
6.	特定個人情報の項目 コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報ごとに回答を要求する特定個人情報の項目コードのリスト。コードが複数格納される場合もある。
7.	処理通番	情報照会ごとに採番される通番。

情報照会及び情報提供電文の構造は、今後のメッセージシーケンス等の検討を踏まえて決定する。

⑧ 情報提供受領通知

(a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 20 情報提供受領通知（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“情報提供受領通知”を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	処理結果	「OK/NG」を示すコード。
4.	処理結果備考	NG理由等。
5.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
6.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
7.	処理通番	情報照会ごとに採番される通番。

(b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。

⑨ 情報照会／提供完了通知

(a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 21 情報照会／提供完了通知（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“情報照会／提供完了通知”を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
4.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
5.	処理通番	情報照会ごとに採番される通番。

(b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。

## ⑩ プレフィックス情報配布

### (a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 22 プレフィックス情報配布（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“プレフィックス情報配布” を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。

### (b) ボディ部

ボディ部について、以下に示す。

表 23 プレフィックス情報配布（ボディ部）

#	項目名	概要
1.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
2.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
3.	事務コード	番号法案別表第2の事務コード。
4.	特定個人情報名コード	特定個人情報名のコード。
5.	特定個人情報の項目コード	特定個人情報の項目コード。

上記情報がレコード数分繰り返される。

プレフィックス情報の配布に関して、すべての最新プレフィックス情報を配布して全体を置き換える運用とするか、変更があった差分のみを配布して更新する運用とするかについては、今後検討する必要がある。

また、プレフィックス情報以外にマスターファイル等も情報配布の対象となる。

⑪ プレフィックス情報受領完了

(a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 24 プレフィックス情報受領完了（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“プレフィックス情報受領完了” を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。

(b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。

⑫ 符号通知

(a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 25 符号通知（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“符号通知” を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	処理通番	処理通番。
4.	符号	情報照会において個人を一意に識別するための情報。

(b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。

⑬ 符号通知受領通知

(a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 26 符号通知受領通知（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“符号通知受領通知”を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	処理通番	処理通番。

(b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。

⑭ 稼働状態確認

(a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 27 稼働状態確認（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“稼働状態確認” を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。

(b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。



⑮ 稼働状態通知

(a) ヘッダ部

ヘッダ部について、以下に示す。

表 28 稼働状態通知（ヘッダ部）

#	項目名	概要
1.	電文種別	“稼働状態通知” を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	稼働状態	起動（起動中）／停止（停止中）等の状態。
4.	稼働状態備考	理由等。

(b) ボディ部(空欄)

ボディ部は空欄となる。

#### (4) XML 形式電文構造サンプル

電文を、XML 形式により記述した場合のサンプルを以下に示す※。

```
<ヘッダ部>
  <電文種別>” 処理通番発行／プレフィックス情報照合依頼” </電文種別>
  <処理日時>YYYY/MM/DD HH:MM:SS</処理日時>
  <処理結果>” OK” </処理結果>
  <処理結果備考></処理結果備考>
  <情報照会機関コード>XXXX-XXXX</情報照会機関コード>
  <情報提供機関コード>XXXX-XXXX</情報提供機関コード>
  <事務コード>XXXX</事務コード>
  <特定個人情報名コード>XXXX</特定個人情報名コード>
  <DETAIL>
    <特定個人情報の項目コード>XXXX</特定個人情報の項目コード>
    . . .
  </DETAIL>
  <特定個人情報名コード>XXXX</特定個人情報名コード>
  <DETAIL>
    <特定個人情報の項目コード>XXXX</特定個人情報の項目コード>
    . . .
  </DETAIL>
  . . .
  <処理通番>XXXX-XXXX-NNNNNNNN</処理通番>
</ヘッダ部>
<ボディ部>
</ボディ部>
```

※ 本データ構造は例示であり、今後のメッセージシーケンス等の検討を踏まえて決定する。

## 6. 通信プロトコル標準

---

本章では、通信プロトコル標準について述べる。

### 6.1 メッセージ交換の全体像

中間サーバーやインターフェイスシステム、更にはコアシステムも含めて、情報照会者と情報提供者との間でメッセージのやり取りをする際に、各システムがどのような役割分担と流れによりメッセージ交換を実現するのか、全体像を示す。

なお、本書では OSI 参照モデルにおけるアプリケーション層を主たる対象として標準を定める。

#### (1) 情報提供におけるコアシステムの経由

情報照会ではコアシステムを経由する一方、情報提供ではインターフェイスシステムのみを経由しコアシステムは経由しない方式とする。

#### (2) 情報照会と情報提供の同期

情報照会と情報提供とは非同期で行われるものとする。すなわち、情報照会に係る送受信シーケンスは、情報提供を受ける前に完了するものとする。これは、情報提供が即時応答により行われるとは限らないことによる。

#### (3) 送受信メッセージの正当性をチェックする場所

情報照会及び情報提供におけるメッセージのヘッダ部分の正当性チェック（番号法案別表第2に基づく情報照会、情報提供であるかのチェック）は、インターフェイスシステムがプレフィックス情報（番号法案別表第2に基づく情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の組み合わせ）に基づき行うこととし、その際に処理通番の発行も行う。コアシステムにおいてもプレフィックスのチェックは行う。

また、中間サーバーは、インターフェイスシステムを経由して別途コアシステムに対して情報照会、情報提供の許可（許可証）を求めるものとする。

#### (4) 情報保有機関におけるインターフェイスシステム、中間サーバーの台数

情報保有機関で保有するインターフェイスシステム、中間サーバーは1対1の関係を想定する。

#### (5) 情報照会、情報提供の単位

情報照会、情報提供の単位は、ある情報照会者／情報提供者／事務について、ある特定の個人（1名）に関する特定個人情報（これは1つの事務の範囲内において複数

の場合もあり得る) のやり取りを行う。

#### **(6) 情報照会、情報提供のそれぞれについての同期／非同期**

情報照会と情報提供は非同期で実施する前提としているが、情報照会に係る送受信シーケンス、情報提供に係る送受信シーケンスのそれぞれについては、同期方式により行うことを想定する。すなわち、情報照会者と情報提供者との間の通信の往復（情報照会の要求／情報照会要求の受付完了、あるいは情報提供の実施／情報提供の受領完了）が完了するまでの間、通信セッションを維持する形式とする。このような方式は、例えば地域情報プラットフォームのプラットフォーム通信標準仕様などに見られる。

また、情報照会側及び情報提供側の運用状態の通知方法について、別途検討する必要がある。

#### **(7) メッセージの暗号化**

メッセージの暗号化については、中間サーバーにおいて、情報提供電文のボディ部に対して暗号化を行う。また、暗号化方式は公開鍵又はハイブリッド暗号方式とする。

## (8) クライアント／サーバー形式

中間サーバーと情報提供ネットワークシステムは、通信時にはいずれも「サーバー」として振る舞うことができるものとする。すなわち、中間サーバーから情報提供ネットワークシステムに電文を送信する際には、情報提供ネットワークシステム側が「サーバー」となり、中間サーバーからの要求を受け取る。逆に、情報提供ネットワークシステムから中間サーバーに電文を送信する際には、今度は中間サーバー側が「サーバー」となって、情報提供ネットワークシステムからの要求を受け取る。

一方、中間サーバーと既存システムの通信時には、常に中間サーバー側が「サーバー」として振る舞い、既存システムは「クライアント」として振る舞うものとする。すなわち、既存システムから中間サーバーに電文を送信する際には、中間サーバー側が「サーバー」となって既存システムからの要求を受け取る、PUSH型の送受信となる。逆に、中間サーバーから既存システムに電文を送信する際には、まず既存システムから中間サーバーに要求を出し、その応答として電文を受け取る、PULL型の送受信となる。

なお、中間サーバーから既存システムへのプレフィックス情報の配信については検討が必要である。

## 6.2 メッセージ交換技術標準

中間サーバーやインターフェイスシステムが相互に接続し、メッセージを交換するために用いる技術について標準を定めたものについて記述する。

### (1) 概要

前提として、通信プロトコルには広く流通している標準的な技術を採用するものとし、独自プロトコルは用いないものとする。

### (2) 標準メッセージ交換技術

標準メッセージ交換技術として、SOAP と呼ばれるプロトコルについて以下に述べる。

SOAP は、XML 形式のデータによってメッセージ交換を行う方法である。送受信するメッセージは XML で記述し、一番外側にメッセージの「封筒」を意味する〈Envelope〉、その下に「ヘッダ情報」〈Header〉と「ボディ情報」〈Body〉を記述する。〈Header〉と〈Body〉の構造は XML であれば特に制限はなく、それゆえデータ構造に高い自由度を有している。

SOAP は基本的にメッセージ交換のデータ構造についての標準を定めるものであり、狭義では通信プロトコルそのものを定めるものではないが、HTTP プロトコル（いわゆる Web）を用いて通信を行うとされることが一般的である。ここでも、HTTP プロトコルを用いて SOAP に定めるデータ構造に基づき通信を行うことを想定する。

SOAP は、例えば地域情報プラットフォームのプラットフォーム通信標準仕様にも見られるように極めて一般的に使用され、実績もあるプロトコルである。

一般的な技術でもあり、XML 形式により、番号法案別表第 2 に基づくデータ構造の定義に対して自由度が高い SOAP 技術の適用が最も相応しいものと考えられる。

特に、地域情報プラットフォームとの親和性を考慮すると、既存システムと中間サーバー間のメッセージ交換については、SOAP の採用が考えられる。

一方、インターフェイスシステムと中間サーバー間のメッセージ交換については、同様に SOAP を採用するほかに、構造がシンプルであり、メンテナンス性にも優れる REST と呼ばれるプロトコルを採用することも考えられる。

通信プロトコルとして REST を採用した場合、メッセージ交換の際のデータ形式としては、SOAP と同様に XML 形式を用いるほか、データ構造の記述がシンプルで簡素な JSON と呼ばれるデータ記述言語と組み合わせることも考えられる。

### 6.3 制御用通信プロトコル標準

インターフェイスシステムや中間サーバーの稼働/停止等の通知を含む、制御用のメッセージのやり取りに関する処理の基本的な流れ（シーケンス）を示したものについて記述する。

#### (1) 基本パターン

制御の基本パターンについて、以下に示す。

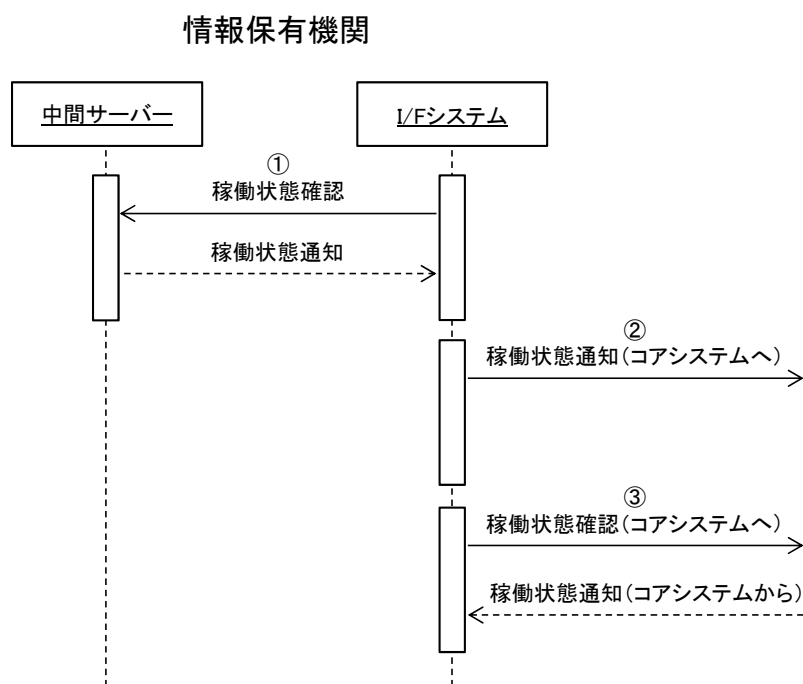


図 16 基本パターン（制御）

上図の詳細について、以下に示す。

- ①インターフェイスシステムは、中間サーバーの稼働状態について定期的に確認する。中間サーバーはインターフェイスシステムからの問合せを受け、自らの稼働状態を通知する。
- ②インターフェイスシステムは、コアシステムに対して自らの稼働状態（中間サーバーの稼働状態を含む）を定期的に通知する。通知する内容として、現在正常稼働中であること、現在サービスを停止している（稼働しているがサービス提供できない状態）こと等が挙げられる。
- ③インターフェイスシステムからコアシステムに対して稼働状態を通知することにより、コアシステムは全ての情報保有機関におけるシステム稼働状態を一元把握している。情報提供側から情報提供を行う際には、まずコアシステムに対して情報照会側が稼働しているかどうかを確認する。

## (2) その他のパターン

その他のパターン（正常稼働でない場合）について、以下に示す。

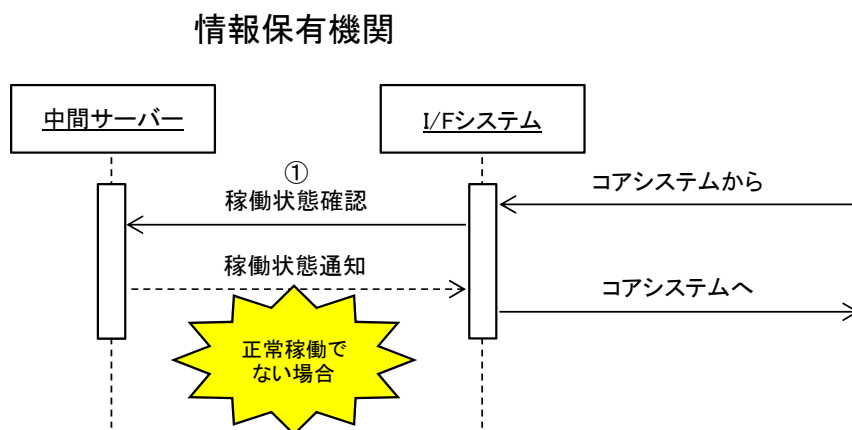


図 17 その他のパターン（制御・正常稼働でない場合）

上図の詳細について、以下に示す。

- ①インターフェイスシステムが中間サーバーの稼働状況を確認した際、中間サーバーが正常稼働していないことが判明した場合、通信相手方に対し、中間サーバーが正常に稼働していないため、目的とする情報照会／情報提供等が行えない旨を通知する。



## 6.4 情報照会／情報提供用通信プロトコル標準

情報照会及び情報提供において特定個人情報を含むメッセージのやり取りに関する処理の基本的な流れ（シーケンス）を示したものについて記述する。

### (1) 基本パターン

#### ① 情報照会時（情報照会側）

情報照会時（情報照会側）の基本パターンについて、以下に示す。

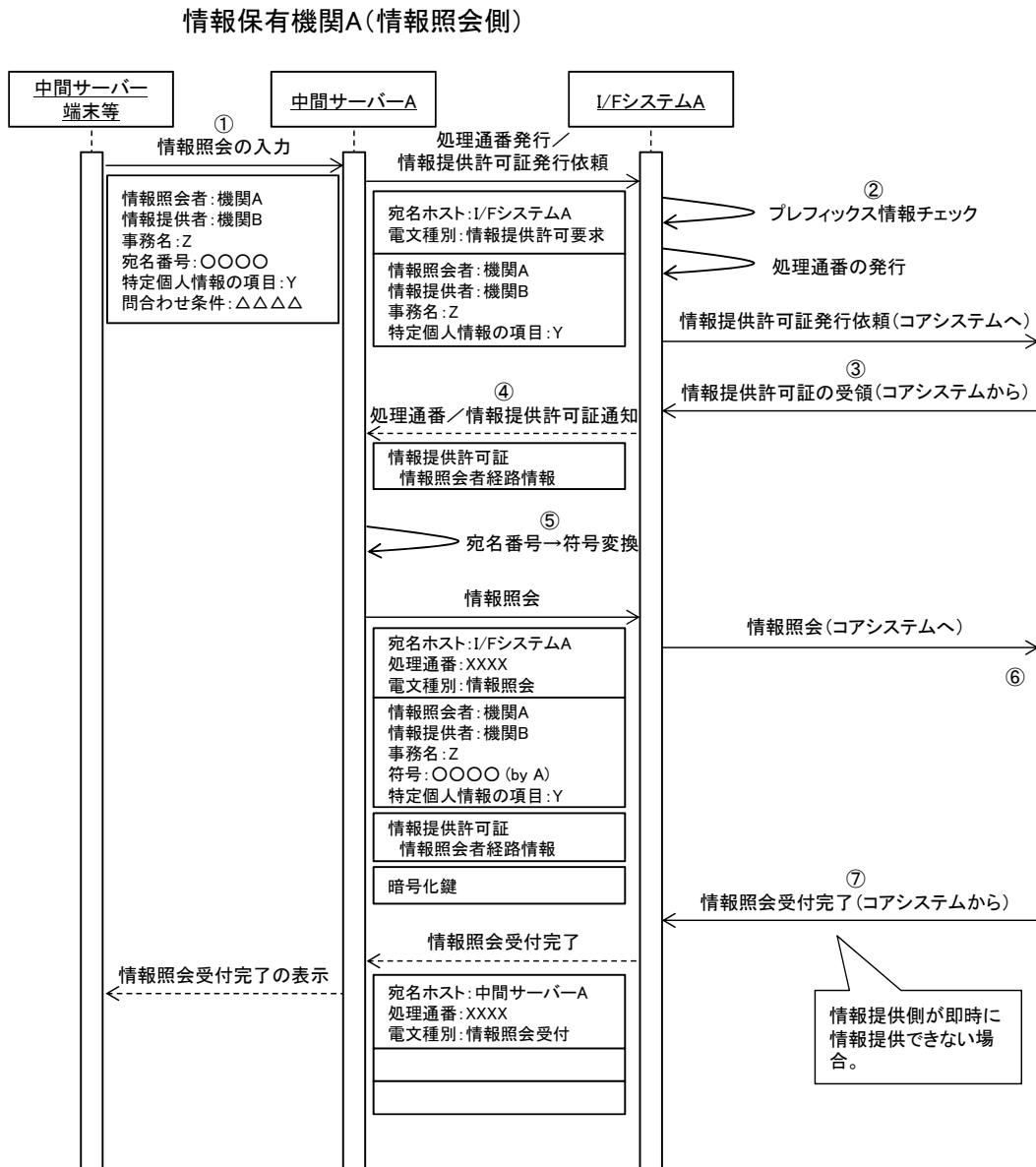


図 18 基本パターン（情報照会時（情報照会側））

上図の詳細について、以下に示す。

- ①中間サーバーに接続された端末等を通じて情報照会に係る情報を入力すると、まず中間サーバーはインターフェイスシステムへ、処理通番の発行の依頼とプレフィックス情報の照合を依頼する。
- ②インターフェイスシステムは、中間サーバーからの処理通番の発行の依頼について、プレフィックス情報とのチェック等を行い、正当であれば処理通番を発行する。
- ③中間サーバーはインターフェイスシステムを通じてコアシステムへ、情報提供許可証の発行を要求する。
- ④コアシステムは、中間サーバーからの情報提供許可証の発行依頼について、プレフィックス情報とのチェック等を行い、正当であれば、情報提供許可証を発行し、インターフェイスシステムを通して中間サーバーへ返信する。
- ⑤インターフェイスシステムは、コアシステムから情報提供許可証を受信し、中間サーバーへ転送する。情報提供許可証には、情報提供側から情報照会側への経路情報等が含まれる。
- ⑥中間サーバーは、中間サーバーにおいて宛名番号から変換した符号、中間サーバーで管理している暗号化鍵及び情報提供許可証を添えて、インターフェイスシステムとコアシステムを通して情報提供側へ情報照会のメッセージを送信する。
- ⑦コアシステムでは、インターフェイスシステムを通して受信した情報照会のメッセージのうち、符号を情報照会者のものから情報提供者のものに変換して、情報提供者側にメッセージを送信する。
- ⑧なお、情報提供側が即時に情報提供できない場合には、インターフェイスシステムは、情報照会受付完了をコアシステムから受信し、中間サーバーに伝える。

② 情報照会時(情報提供側)

情報照会時（情報提供側）の基本パターンについて、以下に示す。

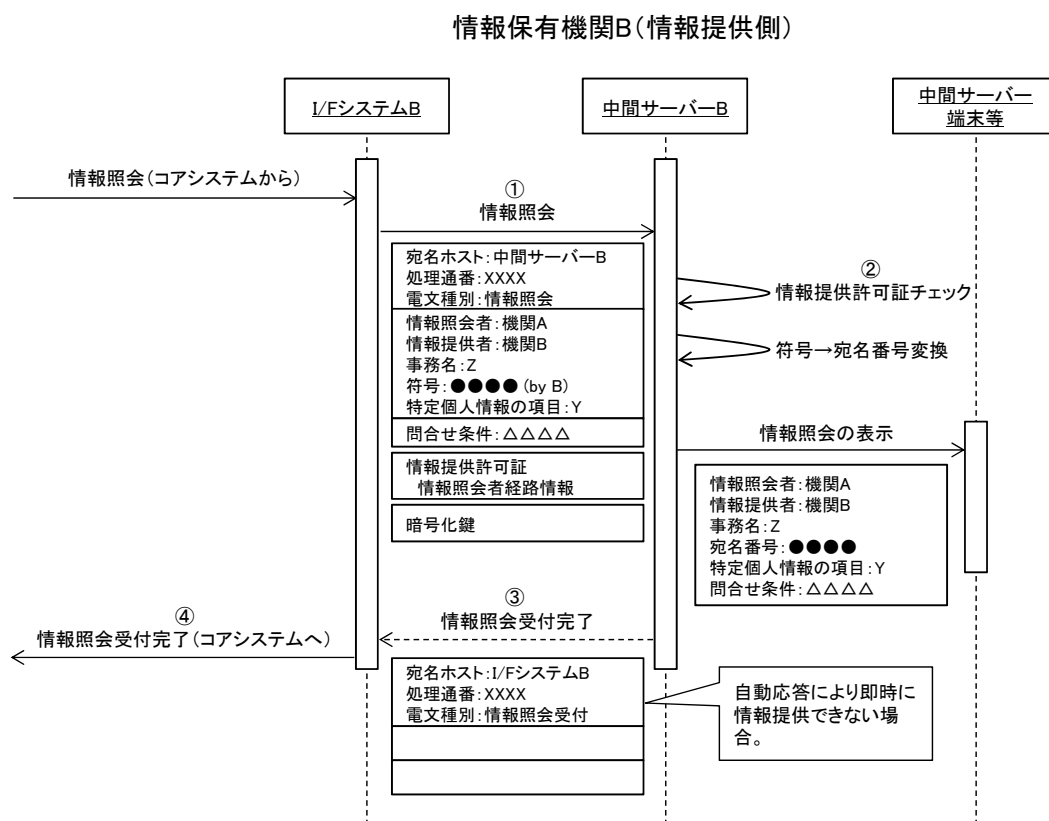


図 19 基本パターン（情報照会時（情報提供側））

上図の詳細について、以下に示す。

- ① インターフェイスシステムはコアシステムから情報照会のメッセージを受信し、中間サーバーに伝える。
- ② 中間サーバーでは、情報提供許可証をチェックし、暗号化鍵や情報照会側への経路情報を受領すると共に、符号から宛名番号への変換を行い、接続された端末等に表示する。
- ③ また、中間サーバーは情報提供側が情報照会を受け付けた旨をインターフェイスシステムに伝える。
- ④ インターフェイスシステムでは、コアシステムを経由して情報照会側のインターフェイスシステムにその旨を伝える。

一方、情報提供側が自動応答により即時に情報提供できる場合には以下ようになる。この場合には、中間サーバーにおいて情報照会受付完了の電文を返すのではなく、即時に情報提供の電文を返す流れになる。

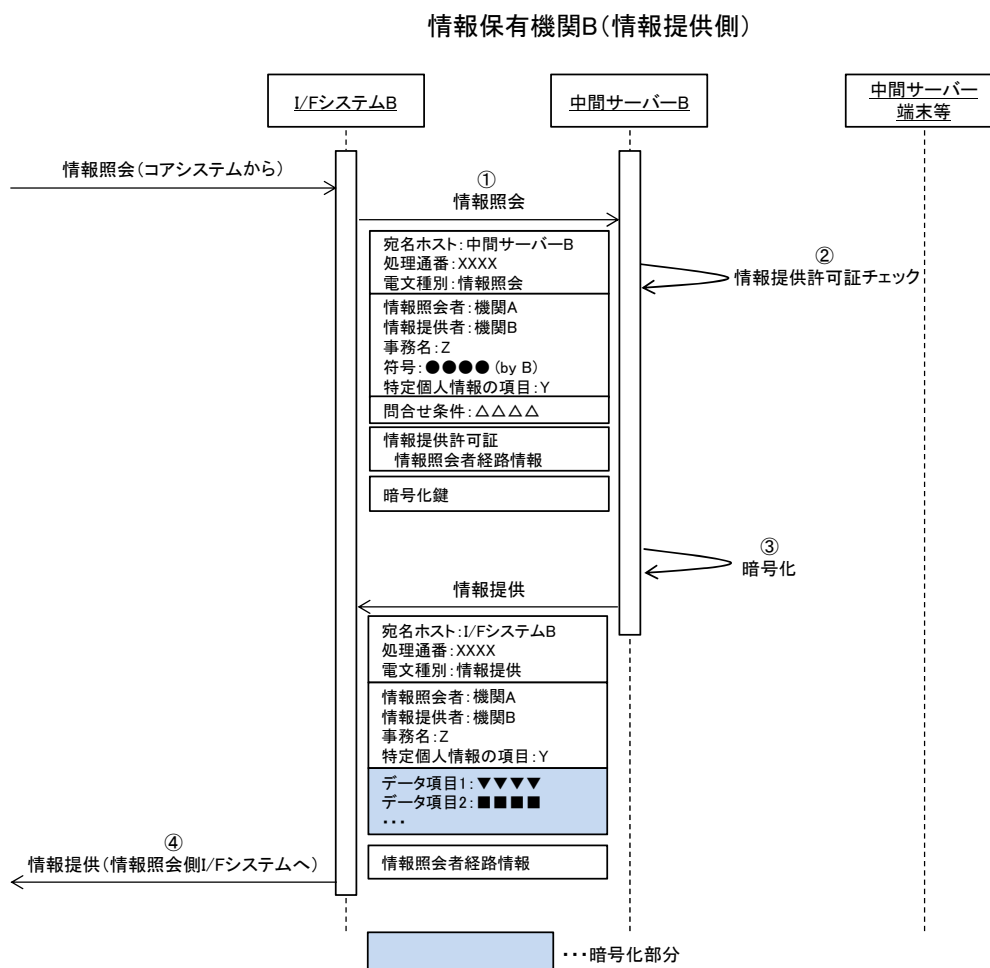


図 20 基本パターン（情報照会時（情報提供側））（自動応答により情報提供出来る場合）

- ① インターフェイスシステムはコアシステムから情報照会のメッセージを受信し、中間サーバーに伝える。
- ② 中間サーバーでは、情報提供許可証をチェックし、暗号化鍵や情報照会側への経路情報を受領する。
- ③ 中間サーバーは、設置された情報提供 DB から必要な情報を抽出し、メッセージのデータ項目部分に関する暗号化を行い、情報照会側への経路情報と共に、インターフェイスシステムにメッセージを送信する。
- ④ インターフェイスシステムは、経路情報に従い、情報照会側のインターフェイスシステムにメッセージを送信する。

### ③ 情報提供時(情報提供側)

情報提供時（情報提供側）の基本パターンについて、以下に示す。

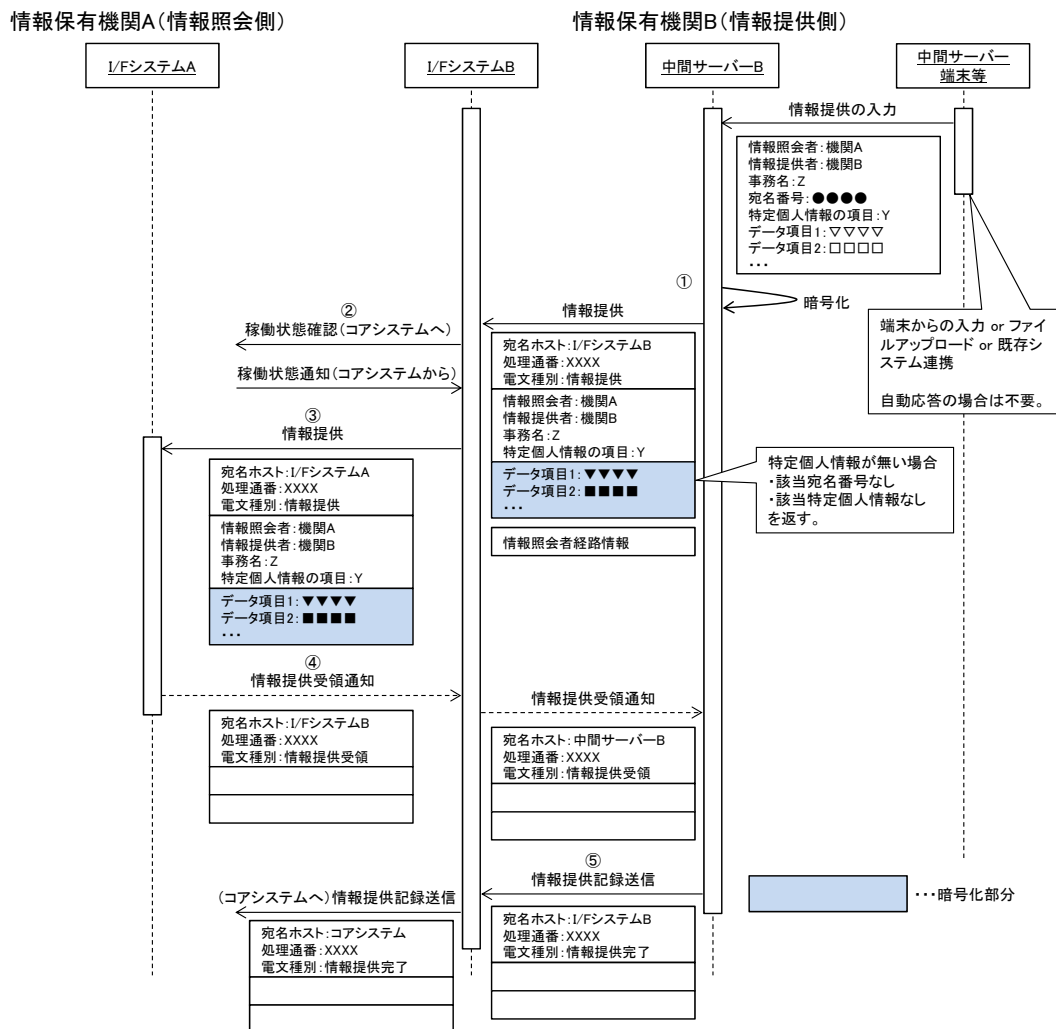


図 21 基本パターン（情報提供時（情報提供側））

上図の詳細について、以下に示す。

- ①情報提供時には、中間サーバーに設置された情報提供 DB から必要な情報を抽出し自動応答する場合と、中間サーバーに接続された端末等を通じて情報を入力する手動応答の場合とが考えられる。自動応答、手動応答のいずれの場合でも、中間サーバーにおいてメッセージのデータ項目部分に関する暗号化を行い、情報照会側への経路情報と共に、インターフェイスシステムにメッセージを送信する。
- ②インターフェイスシステムでは、まず情報照会側が稼働しているかどうかの確認をコアシステムに対して行う。この処理は手動応答の場合のみ行い、自動応答の場合は不要とする。

- ③インターフェイスシステムは、経路情報に従い、情報照会側のインターフェイスシステムにメッセージを送信する。
- ④情報照会側のインターフェイスシステムは、情報提供側のインターフェイスシステムを通じて情報提供を受けた旨を情報提供側の中間サーバーへ返す。
- ⑤最後に、情報提供側の中間サーバーは、インターフェイスシステムを経由して、コアシステムに情報提供の一連の処理の完了を送信する。

なお、情報提供時には、コアシステムを経由せず、情報照会者が付与した処理通番を使用するため、符号を使用しない。

④ 情報提供時(情報照会側)

情報提供時（情報照会側）の基本パターンについて、以下に示す。

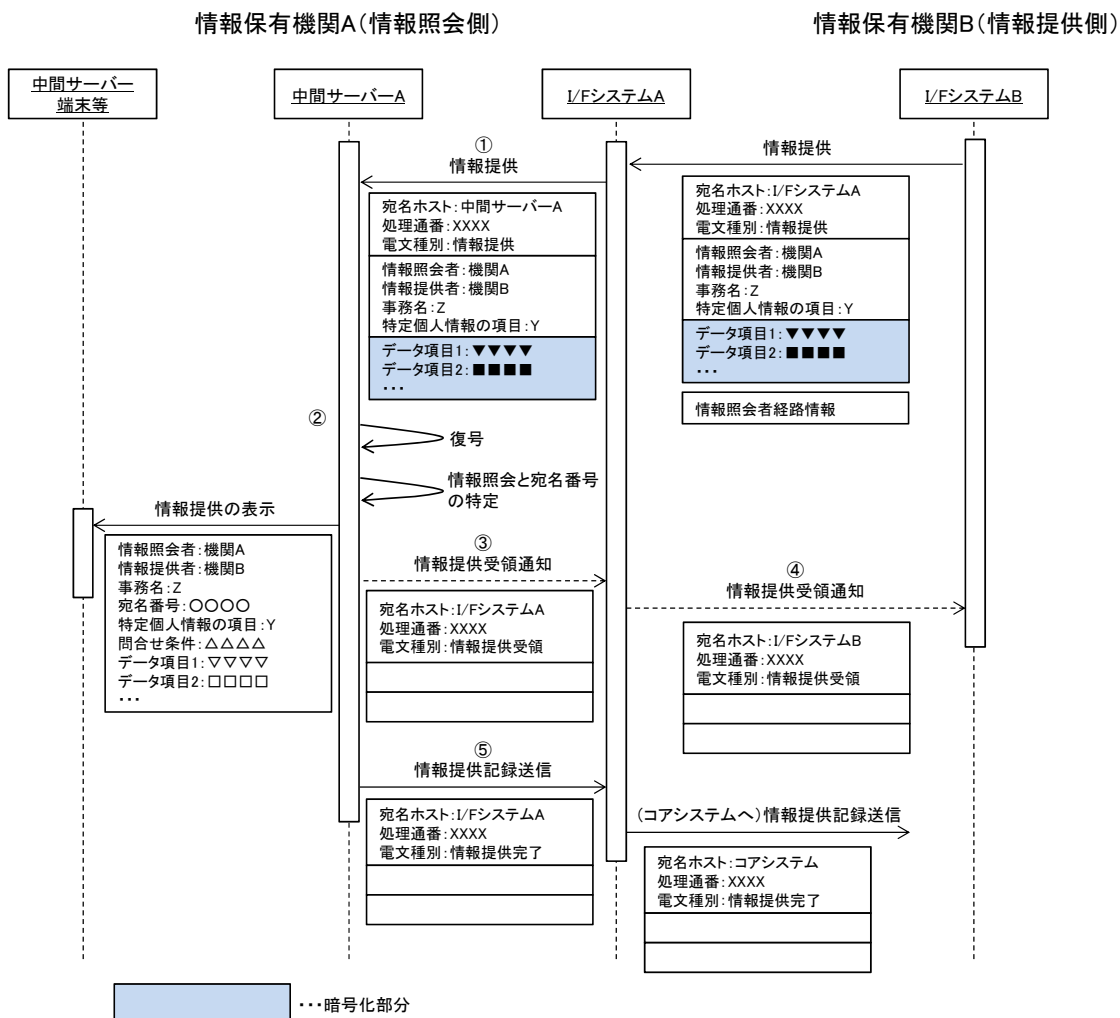


図 22 基本パターン（情報提供時（情報照会側））

上図の詳細について、以下に示す。

- ① インターフェイスシステムでは、情報提供側のインターフェイスシステムからメッセージを受け取り、中間サーバーにメッセージを送信する。
- ② 中間サーバーでは、メッセージのデータ項目部分について復号し、処理通番から元の情報照会及び対応する宛名番号を特定した後、接続された端末等に情報提供の結果を表示する。
- ③ また、中間サーバーは情報提供を受けた旨をインターフェイスシステムに伝える。
- ④ インターフェイスシステムは、情報提供を受けた旨を情報提供側のインターフェ

イスに伝える。

- ⑤最後に、中間サーバーは、インターフェイスシステムを経由して、コアシステムに情報提供の一連の処理の完了を送信する。

なお、情報提供時には、コアシステムを経由せず、情報照会者が付与した処理通番を使用するため、符号を使用しない。



## (2) その他のパターン

その他のパターン（情報照会／情報提供・タイムアウト）について、以下に示す。

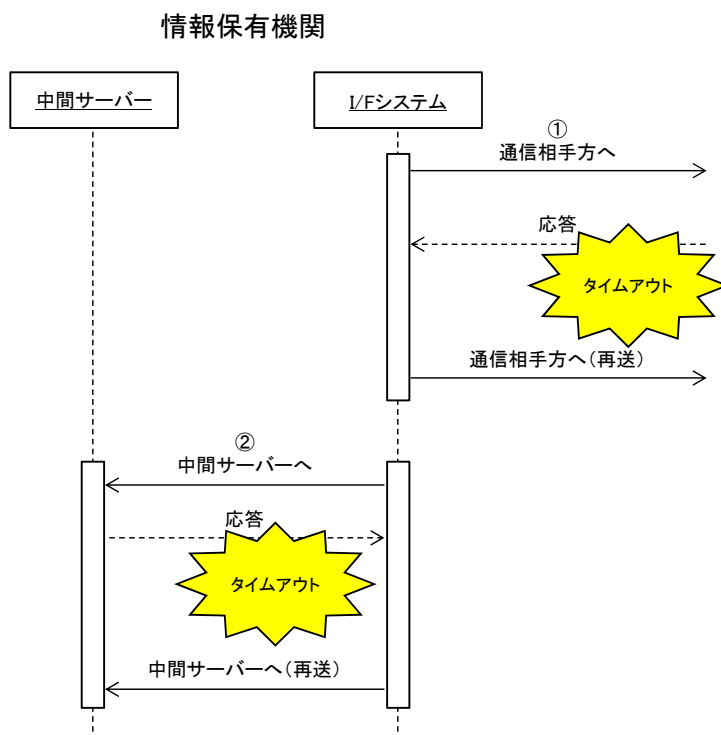


図 23 その他のパターン（情報照会／情報提供・タイムアウト）

上図の詳細について、以下に示す。

- ①インターフェイスシステムが通信相手方と通信する際、通信相手方から期待する応答が規定の時間内に得られなかった場合、タイムアウトとみなし、規定の回数だけ通信の再送を試みる。規定の回数だけ再送しても期待する応答が得られなかった場合は、通信相手方が正常に稼働していないものとみなす。
- ②インターフェイスシステムが中間サーバーと通信する際、中間サーバーから期待する応答が規定の時間内に得られなかった場合、タイムアウトとみなし、規定の回数だけ通信の再送を試みる。規定の回数だけ再送しても期待する応答が得られなかった場合は、中間サーバーが正常に稼働していないものとみなす。
- ③情報照会や情報提供に係る一連の処理にあたっては、例えば相手の情報保有機関から電文が返ってくるまでの全体に対してタイムアウト時間が設定される。

## 6.5 プレフィックス情報等配布用通信プロトコル標準

プレフィックス情報やマスタデータ等の配布に関する処理の基本的な流れ（シーケンス）を示したものについて記述する。

### (1) 基本パターン

プレフィックス情報等配布の基本パターンについて、以下に示す。

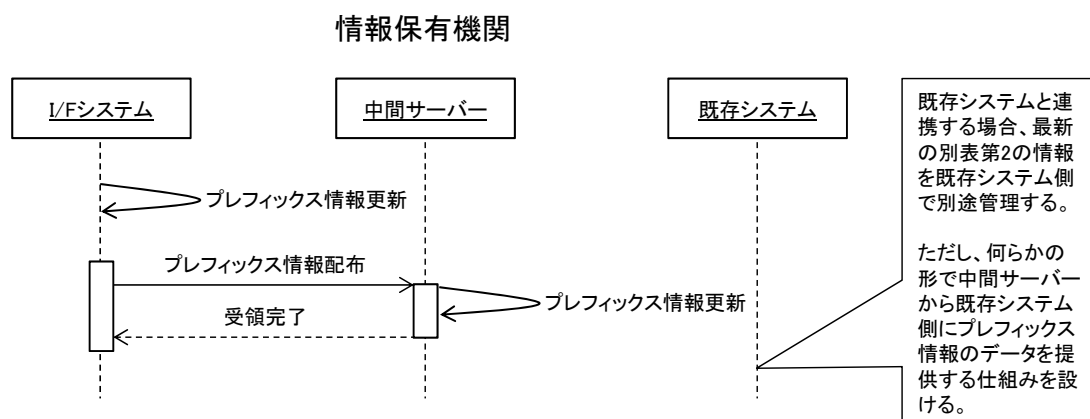


図 24 基本パターン（プレフィックス情報等配布）

プレフィックス情報は、情報提供ネットワークシステムのいずれかにおいて情報が一元管理されているのが適切であると考えられる。ここでは、コアシステムで一元管理していると想定する。

インターフェイスシステムでは、コアシステムからプレフィックス情報を受け取った想定で、プレフィックス情報を最新版に更新し、中間サーバーに送信する。

中間サーバーでは、同様にプレフィックス情報を最新版に更新し、受領した旨をインターフェイスシステムに伝える。

プレフィックス情報に基づくメッセージの正当性チェックはインターフェイスシステムで行う想定であるので、中間サーバー側にプレフィックス情報が必須という訳ではない。ただし、例えば情報照会を行う際に、情報照会者／情報提供者／事務／特定個人情報の項目の組み合わせに関する情報を中間サーバーが保持していたほうが、情報を入力する際に便利であろうと考えられる。同様に、プレフィックス情報以外にも幾つかのマスタデータについて、各情報保有機関の中間サーバーで最新版を保持していた方が望ましいと考えられる。

更に、中間サーバーと既存システムが連携する可能性から、情報提供の要求を作成するため、既存システム側でも最新のプレフィックス情報等を保持することが考えられる。この場合は、既存システム側で適切にプレフィックス情報等を管理することになる。そのため、何らかの形で中間サーバーから既存システム側にプレフィックス情

報のデータを提供する仕組みを設ける必要がある。

## (2) その他のパターン

その他のパターン（プレフィックス情報等配布・タイムアウト）について、以下に示す。

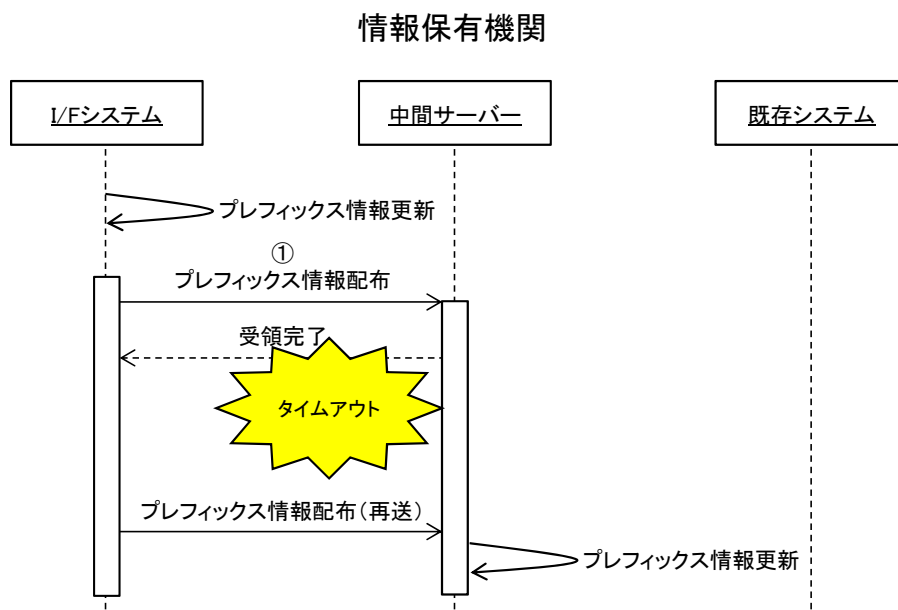


図 25 その他のパターン（プレフィックス情報等配布・タイムアウト）

上図の詳細について、以下に示す。

- ①インターフェイスシステムが中間サーバーにプレフィックス情報を配布する際、中間サーバーから受領完了の応答が規定の時間内に得られなかった場合、タイムアウトとみなし、規定の回数だけ通信の再送を試みる。規定の回数だけ再送しても期待する応答が得られなかった場合は、中間サーバーが正常に稼働していないものとみなす。